

平成２８年度

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点
検及び評価の結果に関する報告書

平成２９年９月

佐賀県教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第162号）第26条第 1 項の規定に基づき、平成28年度における教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について報告します。

平成29年 9 月 5 日

佐賀県教育委員会

目 次

◆ 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価の概要	1
◆ 1 平成28年度佐賀県教育委員会の運営状況に関する点検・評価	2
◆ 2 「平成28年度佐賀県教育施策実施計画」に基づく取組の実績に関する点検・評価	6
「平成28年度佐賀県教育施策実施計画」体系図	6
I 確かな学力を育む教育の推進	7
II 豊かな心を育む教育の推進	16
III 健やかな体を育む教育の推進	26
IV 時代のニーズに対応した教育の推進	32
V 教育活動を支える環境の整備	44
VI 文化財の保護	55
【参考】 用語解説	59

＜教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価の概要＞

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正が行われ、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、毎年、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされたことから、平成 20 年度から実施しています。（同法第 26 条第 1 項）

上記の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされています。（同法同条第 2 項）

また、点検・評価の具体的な項目や指標、議会への報告や公表の方法については、特に国が基準を定めるのではなく、各教育委員会が実情を踏まえて決定することとされています。

そこで今年度は、次のような内容及び方法で実施しました。

1 点検・評価の内容

- (1) 平成 28 年度佐賀県教育委員会の運営状況
- (2) 「平成 28 年度佐賀県教育施策実施計画」に基づく取組の実績

2 点検・評価の方法

教育委員会の運営状況及び施策・事業の取組実績等を取りまとめ、自己評価を行った後、点検・評価の方法や結果について、教育に関する有識者から意見を聴取しました。

【有識者】

(敬称略 五十音順)

氏 名	所 属	職 名
今泉 弘	佐賀女子短期大学 子育て支援センターでんでんむし	センター長
上野 景三	佐賀大学大学院学校教育学研究科	教授
澤野 善文	株式会社佐賀新聞社	執行役員 編集局長
松林 美左恵	佐賀県高等学校 P T A 連合会	副会長
山口 ひろみ	特定非営利活動法人唐津市子育て支援情報センター	センター長

3 審議の経過

- (1) 平成 29 年 6 月 28 日（水）
教育委員会勉強会を開催し、自己評価案について協議
- (2) 平成 29 年 7 月 14 日（金）
点検・評価に係る有識者会議を開催し、点検・評価の方法や結果について意見聴取
- (3) 平成 29 年 8 月 28 日（月）
定例教育委員会において、「平成 28 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」を審議し、議決

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他の教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

1 平成28年度佐賀県教育委員会の運営状況に関する点検・評価

(1) 教育委員会の概要

① 教育委員会の目的

教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興を図るため、広く地域住民の意向を反映した責任ある教育行政を実現する。

② 教育委員会制度の仕組み

- ・ 教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、すべての都道府県及び市町村等に設置。なお、本県において、文化（文化財の保護を除く。）、スポーツ（学校における体育を除く。）、社会教育（PTAに関すること等を除く。）は、知事部局が所管。
- ・ 首長から独立した行政委員会としての位置付け。
- ・ 教育委員会は、教育長及び委員をもって組織され、その会議を通じて教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行。
- ・ 委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命。任期は4年で、再任可。
- ・ 教育長(※)は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命。任期は3年。
(※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律（平成26年法律第76号）が平成27年4月1日に施行され、同日以降に就任する教育長については、従来の教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」として規定された。本県では、平成27年5月29日付けで新「教育長」が就任した。

③ 佐賀県教育委員会の委員定数

5人

※ 根拠：佐賀県教育委員会の委員の定数を定める条例

※ 新「教育長」の就任に伴い定数1減（従来は、教育長は教育委員のうちから教育委員会が任命）

④ 佐賀県教育委員会（平成29年3月31日現在）

職 名	氏 名	職 業
教育長	古谷 宏 (※)	元県本部長
委員（教育長職務代理者）	浦郷 公道	元県立高等学校長
委員	牟田 清敬	弁護士
委員	小林 由枝	保護者
委員	音成 洋子	会社役員
委員	加藤 雅世子	私立専修学校長

(※) 平成29年4月1日より白水 敏光（元県立高等学校長）が教育長就任。

(2) 教育委員会の主な活動内容

① 教育委員会会議

○ 開催回数

(総計 … 31回)
定例会 … 12回
臨時会 … 5回
勉強会 … 14回

- 議決の状況
 (付議事項数 …計 60 件)
 議会提出議案に対する意見 … 7 件
 教育委員会規則・規程の制定・改廃 … 12 件
 職員の人事関係 … 14 件
 協議会・審議会委員の任命・委嘱 … 3 件
 文化財の県指定 … 2 件
 基本方針・計画の策定 … 6 件
 その他 … 16 件

- 傍聴者数（定例会、臨時会）
 延べ 22 人

- 会議内容の公表方法
 詳細な議事録を作成し公表

- 公表内容
 - ・ 開会及び閉会に関する事項
 - ・ 教育長及び出席委員の氏名
 - ・ 教育長、委員及び会議に出席した者の氏名（傍聴者を除く）
 - ・ 教育長等の報告
 - ・ 議題及び議事
 - ・ 議決事項
 - ・ その他教育長又は会議において必要と認めた事項

② 委員の活動

- 委員の所管施設等訪問状況
 学校訪問 … 6 回
 教育委員会以外の会議や大会等への出席（総合教育会議を除く） … 19 回
 研修会・意見交換会への出席 … 3 回
 その他視察等 … 6 回

③ 附属機関の運営状況

- 佐賀県いじめ問題対策委員会
 開催回数 … 9 回
 主な審議内容 …
 - ・ 重大事態への県立学校及び教育委員会事務局の対応について
 - ・ 重大事態に関する調査及び調査結果を踏まえた対処の在り方について
- 佐賀県教科用図書選定審議会
 開催回数 … 1 回
 主な審議内容 …
 - ・ 平成 29 年度に県内の特別支援学校小・中学部及び小・中学校特別支援学級において使用する学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の採択について
 - ・ 県教育委員会が示す教科用図書選定の資料について
- 佐賀県文化財保護審議会
 開催回数 … 全体会 2 回、第 1～第 4 部会 各 2 回
 主な審議内容 …
 - ・ 平成 28 年度佐賀県文化財の指定について
 （全体会・第 1 部会・第 2 部会・第 3 部会）
 - ・ 佐賀県文化財指定候補についての検討
 （第 1 部会・第 2 部会・第 3 部会・第 4 部会）

④ 総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 4 の規定に基づき、地方公共団体の長（佐賀県知事）が設置する総合教育会議について、以下のとおり知事と教育委員会との協議が行われました。

○ 出席回数

3回（第5回、第6回、第7回）

○ 主な協議内容

（第5回）

- ・ 学校給食安全安心緊急対策について
- ・ 「子育て」について

（第6回）

- ・ 学校教育ネットワークに係る情報セキュリティ強化に向けた取組について（報告）
- ・ 郷土学習について

（第7回）

- ・ キャリア教育と県内就職について

（3）教育委員会の主な取組結果（自己評価）

- ・ 教育委員会会議については、定例会や臨時会を毎月1回以上行い、「新たな生徒減少期に対応した佐賀県立高等学校再編整備実施計画（第2次）」等の決定を行いました。
- ・ 円滑な会議運営と、議論の活性化のため、教育課題等に関する勉強会を毎月行いました。特に総合教育会議事前勉強会では、知事との協議の場ということもあり、知事部局関係課から職員を招いて勉強会を行うなど、より広い視野での議論を行いました。
- ・ 教育委員会会議の概要などについては、教育委員会の透明性を確保するため、引き続き、会議資料及び議事録を佐賀県教育委員会ホームページに掲載するとともに、本庁及び各総合庁舎（6か所）に設置している「情報提供窓口」において閲覧できるようにしました。
- ・ 佐賀県教育委員会・市町教育委員会協働会議を開催し、「特別支援教育における通級学級設置の展望」や「職員の業務改善」について、市町教育長・委員（長）と意見交換を行いました。
- ・ 九州地方教育委員総会や全国都道府県教育委員会連合会総会に参加し、他県教育委員との意見交換や情報共有を行いました。また、平成31年度に開催される第43回全国高等学校総合文化祭佐賀大会に向けて教育委員会内でも議論を深めるため、第40回全国高等学校総合文化祭広島大会の視察を行いました。
- ・ 公安委員会との意見交換会を開催しました。公安委員会側からは、「少年の非行情勢等について」や、「立ち直り支援活動について」、教育委員会側からは、「スクールサポーターと生徒指導支援員の効果的な運用について」や、「児童生徒の問題行動の現状とその対策について」の現状説明を行い、その後、「子どもの健全育成について」の意見交換を行いました。

※ 佐賀県教育委員会組織図（平成29年4月1日現在）

教育委員会 ——— 教育委員会事務局
（教育庁危機管理・広報総括監）

教育総務課

└ 県立高校再編整備推進室

教育振興課

└ 特別支援教育室

教職員課

学校教育課

└ 教育情報化支援室

└ 人権・同和教育室

└ 全国高総文祭開催準備室

保健体育課

文化財課

【現地機関】

教育事務所
（東部、西部）

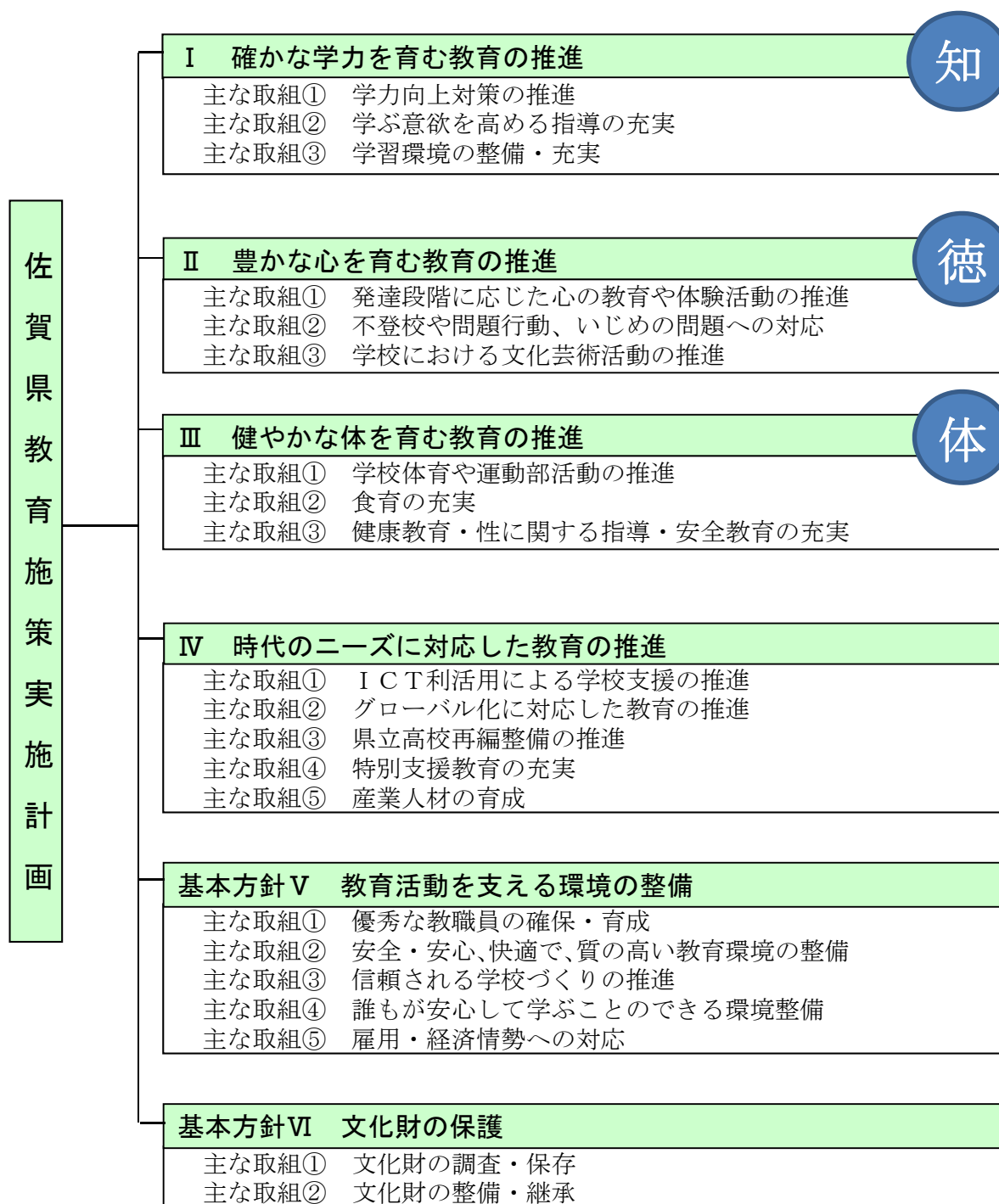
教育センター

(4) 有識者会議での意見（外部評価）

- ・ 平成 27 年度は、委員の活動、特に学校訪問の回数が減っていたが、平成 28 年度は更に減っていることが気になる。
- ・ 総合教育会議の協議内容については、喫緊の教育課題について話し合っているが、教育大綱に則した議論も行うべきではないか。
- ・ 毎月の教育委員会については、もっと情報公開を積極的に行うべきである。また、ホームページで公開をしているなら、PRに関わることなので、閲覧状況を把握し、検証を行っていくべきである。

2 「平成28年度佐賀県教育施策実施計画」に基づく取組の実績に関する 点検・評価

「平成28年度佐賀県教育施策実施計画」 体系図



平成28年度のねらい（平成28年度佐賀県教育施策実施計画より）

平成28年度も引き続き、学力向上に関する施策などを通じた教育現場の支援やその効果検証を通じて、教育内容や指導法の改善・充実を図るとともに家庭・地域との連携を推進するなど、学力向上に向けた総合的な取組を更に推進します。

また、各教科の基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けさせるとともに、学んだ知識や技能を活用することを通して、思考力・判断力・表現力等を育成します。さらに、児童生徒に学ぶことについての目的意識や興味・関心を持たせて学習意欲を向上させ、自ら課題に向かい解決する姿勢を身に付けさせます。

併せて少人数授業やチームティーチングなどによるきめ細かな指導、ICT利活用教育の全県実施による、より効果的な教育の実施などの学習環境の整備・充実に取り組みます。

平成28年度における主な取組結果（自己評価）

主な取組① 学力向上対策の推進

＜取組内容＞ 全国調査、県調査の分析と結果の活用促進（教育振興課）

○ 平成28年度における具体的取組内容

- ・ 平成28年度全国学力・学習状況調査（以下「全国調査」という。）の結果（平成28年9月公表分）では、平均正答率で見ると、全国平均以上となったのは、実施された8区分中1区分（小6算数A）でした。
- ・ 児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒一人一人の実態に応じた指導法の工夫・改善に取り組むため、4月は小学校5年から中学校3年まで、12月は小学校4年から中学校2年までの全員を対象に佐賀県小・中学校学習状況調査（以下「県調査」という。）を実施しました。
- ・ 各学校の採点結果を集計・分析し、調査結果が各学校で積極的に活用されるよう、市町教育委員会や各学校へ速やかに情報提供を行うとともに、12月調査については、新たに小・中学校長向けの説明会、市町教育委員会等向けの説明会及び小・中学校の教科等部会においても説明を行いました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 市町教育委員会や各学校へ調査の分析結果を速やかに情報提供することで、分析結果や改善に向けた具体的な取組の共有を行うことができ、児童生徒一人一人の課題に応じた指導や教員の指導法改善に生かすことができました。
- ・ また、小・中学校の教科等部会において教科に特化した分析結果を説明し、教科の特性を踏まえた指導法改善に向けた手立てを示したことで、教員間で教科に関する課題や授業改善に向けた認識を共有することができました。
- ・ 今後、全国調査及び県調査の結果を活用したPDCAサイクルに基づき、学校の取組がより具体的なものとなり、継続した指導が行われる必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成29年度の工夫

- ・ 校長や教員を対象とした研修会を開催し、PDCAサイクルに基づき具体的な取組ができている学校の実践事例の紹介などを行うことで、各学校における取組の更なる充実を図ります。
- ・ 小中学校の教科等部会において調査の分析結果を説明するとともに、併せて研修会を開催することで、教科ごとの課題改善に取り組めます。

《参考》 成果指標（総合計画2015における指標）

（上段：目標 下段：実績）

指標名	単位	H26 (現状)	H27	H28	H29	H30
全国調査の教科に関する調査における平均正答率の状況	区分	8区分中 1区分で全国平均以上 (H25年度)	8区分中 2区分で全国平均以上	8区分中 4区分で全国平均以上	8区分中 6区分で全国平均以上	8区分中 8区分で全国平均以上
			8区分中 1区分で全国平均以上	8区分中 2区分で全国平均以上		

※ 学力向上に向けた取組の成果は、翌年度4月に実施される「全国調査」に反映されます。このため、表中下段には、翌年度に実施された調査結果を記載しています。

＜取組内容＞ 教育内容の改善・充実（教育振興課）

○ 平成28年度における具体的取組内容

- ・ 有識者や保護者、市町教育委員会、県教育委員会関係者からなる佐賀県学力向上対策検証・改善委員会を設置・開催し、学力向上対策のPDCAサイクルの確立を図るとともに、全国調査及び県調査の結果から学力向上に向けての課題を抽出し、指導方法等の検証・改善、学校等の取組状況や県が取り組む事業の成果などを検証しました。
- ・ 市町教育委員会や学校とともにプロジェクトチームを編成し、学校現場の実態に即した新たなPDCAサイクルを策定し、学力向上対策評価シートの見直しを行いました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 市町教育委員会や学校の取組を検証するとともに、PDCAサイクルと学力向上対策評価シートの見直しに取り組んだことで、各学校では、12月の県調査を基幹調査と位置づけ、年度内に作成した次年度の改善計画に基づき、4月からの実践に取り組むことができるようになりました。

《参考》 課題・問題点に対する平成29年度の工夫

- ・ 佐賀県学力向上対策検証・改善委員会を引き続き開催し、全国調査及び県調査結果の分析結果から学力向上に向けた課題を抽出し、授業改善に向けた取組の方向性を明確に示すとともに、学力の定着を支える家庭学習の習慣化と内容の充実に向けた取組等の検証・改善を行います。

＜取組内容＞ 学力向上対策の充実（教育振興課、学校教育課）

○ 平成28年度における具体的取組内容

- ・ 平成26年度から、市町立小・中学校に学力向上推進教員（以下「推進教員」という。）5名を配置してきましたが、更なる教員の指導力向上を図るため、平成28年度から10名に増員し学校の課題改善にむけた支援などを継続的に行いました。
- ・ 平成27年度から、国語、算数・数学を中心に各教科における基礎的・基本的知識や技能の習得と併せて、それらの活用力を高めるための授業等における実践的研究（2年間）を行う学校を県内8中学校区で指定しました。平成28年度は、更に8中学校区を追加指定し、16中学校区（小学校31校）計47校で研究を進めました。
- ・ 学習内容の定着が十分に図られていない児童生徒の学力向上を図るため、教員OBや教員志望の大学生などの外部人材を活用した放課後や長期休業中における補充学習等への支援を13市町47中学校に対し行いました。
- ・ 授業改善リーフレットを作成・配布し、教員自身に授業づくりや振り返りを行うためのツールとしての活用を促しました。
- ・ 理科教育の充実のため、小学校8校に理科専科指導教員を配置し、学級担任とティームティーチングによる指導を行うことにより、配置校等における児童の学力と教員の指導力の向上を図りました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 推進教員配置校からは、「学習内容の「めあて」や「まとめ」、授業の「ふりかえり」を徹底したこと、子供たちが学習の見通しや達成感を持つようになった。」「学習規律の徹底により、子供たち

の学習態度が一変した。」「教師の指導力向上により、子供たちの学習意欲に変容が見られた。」など推進教員の継続した支援の成果について意見がありました。一方で、配置校においてより効果を高めていくために、事業の趣旨を周知するとともに、学校の受け入れ体制を整える必要があります。

- ・ 指定校からは、「小中で連携し、授業づくりの在り方を検討し、授業研究会を開催したことで、相互理解と教師の意識や指導力の向上につながっている。」「わかりやすい授業、課題である活用力について研究を行うことで、特に中学校では教科の枠にとらわれない研究を行うことができている。」「指定校が近隣にあることで、授業研究会への参加がしやすい。」などの意見があり、研究成果の共有と広がりも見られますが、各指定校間での取組に温度差があり、体制に課題がある学校もありました。
- ・ 各学校の生徒の実態に応じて、放課後等を活用して補充学習が行われていますが、今後、より充実した取組にするためには、更に指導員を確保する必要があります。
- ・ 授業改善リーフレットを作成したことで、各学校では共通の視点で授業を振り返ることができ、全ての教員がわかりやすい授業の実践に向けて取り組むことにつながっています。
- ・ 児童生徒の理科に対する興味関心を高め、学力向上につながるよう、引き続き、教員の指導力向上を図る必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 引き続き、配置校以外の学校からの支援要請の受け入れは行いますが、その業務を軽減することで、推進教員配置校への支援の効果を高めています。
- ・ 指定校管理職のマネジメントにより取組を推進していくとともに、引き続き、指定校連絡会を開催（8 月、2 月）し、活用力を高めることについての認識を深めるための専門家を招いた講話やグループ協議を行います。
- ・ 関係市町における指導員確保のために、県内全ての大学への募集活動を行うとともに、退職校長会等へも協力を働きかけます。
- ・ 理科専科指導教員による代表授業を増やし、参観する教員の指導力向上を図ります。

《参考》 成果指標（総合計画 2015 における指標）

（上段：目標 下段：実績）						
指標名	単位	H 2 6 (現状)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
全国調査の児童生徒への質問で、話し合う活動を通じて自分の考えを広め、深めることができる児童生徒の割合	%	小学校 65.9	小学校 67.0	小学校 68.0	小学校 69.0	小学校 70.0
			中学校 67.0	中学校 68.0	中学校 69.0	中学校 70.0
		中学校 65.0 (H25 年度)	小学校 67.8	小学校 68.3		
			中学校 66.0	中学校 66.9		

※ 学力向上に向けた取組の成果は、翌年度 4 月に実施される「全国調査」に反映されます。このため、表中下段には、翌年度に実施された調査結果を記載しています。

＜取組内容＞ 家庭や地域との連携推進（教育振興課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 家庭・地域の教育力向上のため、市町教育委員会や P T A などと連携して学力向上フォーラムを 11 月に開催しました。P T A、学校教職員、市町教育委員会、一般参加の方を含め、677 名が参加しました。
- ・ 県 P T A 連合会と連携し、家庭学習の手引の作成や保護者への配付、P T A 主催の研修会等での講演、P T A 新聞を活用した啓発活動などを行いました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 学力向上フォーラムの参加者は、平成 27 年度の 377 名から大幅に増加しており、参加した保護者からは「子育てのヒントがたくさんあった。」「塾や習い事だけでなく、家庭での会話が学力向上につながる大切なことだとわかった。」「教育に大切なことは、習熟と感動ということが胸に響いた。」などの意見が寄せられ、家庭学習への理解を促進することができました。
- ・ 今後は、市町が抱える課題の改善に向け、地域における学力向上フォーラムの開催を進める必要があります。
- ・ 引き続き、県 P T A 連合会と連携し家庭学習の充実にに向けた周知啓発を行う必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 市町との共催による学力向上フォーラムを開催し、講演や先進的な取組を行う学校・地域による実践報告を通して、市町と家庭・地域が一体となって教育課題について考える機会を設けます。
- ・ 引き続き、県 P T A 連合会と連携しながら、家庭学習の手引の作成、研修会等での講演、P T A 新聞への記事掲載などにより、家庭での学習習慣や基本的な生活習慣の定着に向けた啓発活動を推進していきます。

《参考》 成果指標（総合計画 2015 における指標）

(上段：目標 下段：実績)						
指標名	単位	H 2 6 (現状)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
全国調査の児童生徒への質問で、普段、1 日に 1 時間以上学習する児童生徒の割合	%	小学校 59.4	小学校 60.0	小学校 62.0	小学校 64.0	小学校 66.0
			中学校 64.0	中学校 66.0	中学校 68.0	中学校 70.0
		中学校 63.4	小学校 60.8	小学校 62.6		
		(H25 年度)	中学校 62.5	中学校 65.5		

※ 学力向上に向けた取組の成果は、翌年度 4 月に実施される「全国調査」に反映されます。このため、表中下段には、翌年度に実施された調査結果を記載しています。

主な取組② 学ぶ意欲を高める指導の充実

＜取組内容＞ 学習指導要領への対応（学校教育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ すべての小・中学校の校長、教員及び各市町教育委員会の指導主事等を対象とした「小・中学校教育課程研修会」並びにすべての高等学校の教職員を対象とした「高等学校教育課程研究集会」を開催し、現行学習指導要領の趣旨、各教科等での主な改善事項、指導上の留意点などの周知を図るとともに、学習指導要領改訂を見据えた協議や意見交換を行いました。
- ・ 小・中学校、高等学校における現行学習指導要領に基づく効果的な指導の在り方の研修、研究指定校における言語活動の充実、外国語教育及び道徳教育等に関する研究発表による情報発信などを行いました。
- ・ 高等学校の教員対象のアクティブ・ラーニング研修会を実施し、生徒主体の学習活動の在り方等について研修を行いました。
- ・ 英語によるコミュニケーション能力を有し、グローバル化に対応した人材育成を強化するために、英語教育推進リーダーによる伝達講習や佐賀大学と連携した英語力向上研修などを実施し、小学校教員及び中学校・高等学校英語教員の英語力及び指導力の向上を図りました。
- ・ 小学校 3 校に英語教育専科指導教員を配置し、平成 32 年度から全面実施となる小学校高学年における外国語の教科化を踏まえ、各学校や地区の実情に応じた指導の在り方を研究するとともに、配置校等における教員の指導力の向上と指導体制の充実に努めました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 現行学習指導要領の趣旨の実現に向けて、今後も引き続き、各学校における教育課程の適正な編成及び円滑な実施を支援する必要があります。
- ・ 一方、新学習指導要領については、全面実施に向けて改正の趣旨や内容について周知・徹底を図る必要があります。
- ・ アクティブ・ラーニング研修会では、生徒主体の学習活動の在り方やアクティブ・ラーニングの視点を取り入れた指導方法の改善について教員の理解を深めることができました。
- ・ 引き続き、英語教員等の英語力及び指導力の向上を図る必要があります。特に小学校においては、平成 32 年度から全面実施となる小学校中学年での外国語活動及び小学校高学年での外国語の教科化に向けて、小学校教員の指導力向上や学校における指導体制の整備・充実等を図る必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 小・中学校については、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 か年計画で、すべての校長、教員及び各市町教育委員会の指導主事等を対象とした「小・中学校新教育課程説明会」を実施し、新学習指導要領の趣旨や内容の周知・徹底を図ります。
- ・ 各学校における新学習指導要領への円滑な移行が図られるよう、小学校 4 校、中学校 4 校、高等学校 2 校を新たに指定し、新学習指導要領の目的及び内容に沿った研究を行い、その成果を県内に普及します。
- ・ 引き続き、英語教育推進リーダーによる伝達講習や佐賀大学と連携した英語力向上研修などを実施し、小学校教員及び中学校・高等学校英語教員の英語力及び指導力の向上を図ります。また、小学校教員の指導力向上のための取組として、各校原則 1 名参加の研修会を新たに実施します。
- ・ 小学校については、引き続き、英語教育専科指導教員を小学校 3 校に配置し、各学校や地区の実情に応じた指導の在り方を研究するとともに、配置校等における教員の指導力の向上と指導体制の充実を図ります。また、配置校での公開授業等により、その研究の成果を県内に普及します。

《参考》 成果指標（総合計画 2015 における指標）

（上段：目標 下段：実績）

指標名	単位	H 2 6 (現状)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
国公立大学の現役合格者数の 卒業生数に対する割合	%	17.5	17.9 ----- 17.3	18.2 ----- 18.1	18.5	18.5
英語教育推進リーダー中央研 修伝達講習に参加する教員数	人	0	140 ----- 138	270 ----- 285	410	550

＜取組内容＞ 読書活動の充実（学校教育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 公立学校における図書館の所蔵冊数や貸出し状況、委員会活動の状況等、学校図書館の現状把握、朝読書の実施状況などの調査・確認をし、学校訪問や図書主任会を通じて指導を行うことで、各学校における読書活動の充実を図りました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 児童生徒が創造力を培い、豊かな心を育むことができるよう、引き続き、読書活動の調査結果等を踏まえ、必要に応じて朝読書等の一層の推進や学校図書館機能の充実を促していく必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 児童生徒が感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにすることができるよう、朝読書や資料を活用した学習等に利用できる図書の充実や、公立図書館との連携強化など、学校図書館を拠点と

した読書活動の充実に向けた取組を推進します。

- ・ 国語をはじめ、各教科等において学校図書館の学習・情報センターとしての活用を促すことで、児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援します。
- ・ 高等学校では、学校訪問の際に、図書館の現状確認を行っていきます。

主な取組③ 学習環境の整備・充実

＜取組内容＞ 小学校低学年及び中学校第1学年の小規模学級・チームティーチング選択制の実施（教育振興課、学校教育課）

○ 平成28年度における具体的取組内容

- ・ 小学校低学年（第2学年）における小規模学級又はチームティーチングによる指導の選択制により教員を加配された23校は、すべて小規模学級を選択してきめ細かな指導に取り組みました。
- ・ 中学校第1学年における小規模学級又はチームティーチングによる指導の選択制に取り組み、29校（小規模学級20校、チームティーチング9校）で教員を加配を行いました。

※ 中学校第1学年における小規模学級又はチームティーチングの実施校数

H26		H27		H28		H29	
小規模学級	チームティーチング	小規模学級	チームティーチング	小規模学級	チームティーチング	小規模学級	チームティーチング
11校	18校	14校	9校	20校	9校	16校	11校
(計) 29校		(計) 23校		(計) 29校		(計) 27校	

○ 成果、課題・問題点

- ・ 小学校低学年（第2学年）における小規模学級又はチームティーチングによる指導の選択制により教員を加配された学校においては、子供たち一人一人へのより積極的で、きめ細かな指導を行うことにより、基本的な生活習慣や学習習慣の一層の定着を図ることができました。
- ・ 小学校低学年（第2学年）は、学習活動の基盤となる学習習慣や学習規律の定着を図る上で重要な時期であることから、引き続き、きめ細かな指導を行う必要があります。
- ・ 中学校第1学年では、学習指導において、よりきめ細かな指導ができ、学力向上につながるとともに、支援を要する生徒にも目を向けて学習指導ができるようになりました。
- ・ また、小学校から中学校へ移行する時期は、生徒にとっては生活環境とともに学習環境の劇的な変化の時であり、中学校の学習環境へ適応させるためには教員のきめ細かな指導を行う必要があります、そのための環境整備を図る必要があります。

＜参考＞ 課題・問題点に対する平成29年度の工夫

- ・ 小学校低学年（第2学年）においては、引き続き、小規模学級又はチームティーチングによる指導の選択制を実施し、児童が将来の基盤となる基本的な生活習慣や学習習慣をしっかりと身に付けられるよう取り組みます。
- ・ 中学校第1学年では、引き続き、36人以上の学級を有する全ての学校を対象に、小規模学級又はチームティーチングによる指導の選択制を実施し、学習内容や環境が大きく変わることから学業不振に陥り、不登校となる生徒への対応等いわゆる「中1ギャップ」の解消を図るなど、生徒が安心して学習に取り組める環境整備に努めます。

＜取組内容＞ 県立高等学校での少人数学級編制の取組（教育振興課）

○ 平成28年度における具体的取組内容

- ・ 「高校教育改革プロジェクト会議」での検討結果を踏まえ、県立高等学校における学習活動の充実や学力の向上を図るため、希望校の申請による少人数学級編制に取り組み、平成28年度は6校から申請があり、これらの学校を認定しました。

※ 少人数学級編制の実施校数（希望校の申請による本格実施に移行後）

H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
5 校	5 校	6 校	8 校

○ 成果、課題・問題点

- ・ 実施校では、学力向上や生徒指導の充実など、学校の課題の改善につなげることができています。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 県立高等学校における学習活動の充実や学力の向上を図るため、平成29年度は8校を実施校に認定し、少人数学級編制を活用して学習活動の充実や学力の向上に取り組みます。

＜取組内容＞ ICT利活用教育環境の整備・充実（教育情報化支援室）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 管理職研修、教育情報化推進リーダー研修を実施するなど、引き続き、それぞれの職種や役割に応じた研修に取り組みました。また、平成 28 年度は、教科別授業研修会を実施するなど、ICTの有効な利活用についてより実践的な研修に取り組みました。
- ・ 平成 26 年度から引き続き、ICT利活用教育に係るモデル指導資料の作成に取り組み、県立学校のすべての教員が参照できる仕組みを整えました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ これらの取組により、きめ細かな指導による学力向上を目指した学習環境の整備・充実が図られました。
- ・ 学校からは、ICT機器のより効果的な利活用方法や指導方法などの情報を求める声が、継続してあります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 教科別授業研修会を拡充し、どの教科においてもよりICTを利活用した効果的な指導がなされるよう努めます。
- ・ 基本スキル研修会を実施し、改めてICTの利活用を工夫したいという教員のニーズに応えます。

＜取組内容＞ 校種間連携の推進による効果的指導法の構築（教育振興課、学校教育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 小・中学校の連携については、県内の小中一貫教育校の取組状況を把握するとともに、学校や地域の実態に応じた連携が進められるよう、市町教育委員会に対して情報提供などを行いました。

※ 県内の小中一貫教育（平成 29 年 4 月現在）

① 義務教育学校：3市町5中学校区

市町名	義務教育学校名
大町町	大町ひじり学園
多久市	東原庫舎中央校 東原庫舎東部校 東原庫舎西溪校
玄海町	玄海みらい学園

② 小中一貫教育校：6市町18中学校区

- ・ 子供の学びの連続性を考慮した効果的な指導法を構築するために、幼・小・中・高の連携に係る取組を支援しました。
- ・ 幼小連携については、園長等運管理協議会や幼児教育講座を実施し、円滑な接続の在り方の協議を行いました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 小・中学校間の連携については、広く取組が行われると同時に、小中一貫教育の導入など連携の強化が進む状況にあり、各学校等の実態に応じた効果的な連携が深まるよう、適切な情報提供等の支援をしていく必要があります。
- ・ 幼稚園と小学校の実態に応じた効果的な連携が深まるよう、引き続き、適切な情報提供等の支援をしていく必要があります。
- ・ 幼・小の連携については、園児・児童や教職員等の人的な交流は積極的に行われているものの、教育課程の連携については十分とはいえない状況にあります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 中学校の連携については、発達段階に応じた適切な指導や、体系的で連続性のある指導が行われるよう、市町教育委員会及び各学校の取組を支援していきます。
- ・ 引き続き、幼・小・中・高の連携に係る取組を支援します。
- ・ 幼・小の連携については、教育課程の連携が図られるよう事例の提供等を通して取組を支援します。

＜取組内容＞ 佐賀大学（教育学部及び教職大学院）との連携による取組（教育振興課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 文化教育学部教育学部への改組及び大学院学校教育学研究科（教職大学院）の設置を受け、平成 28 年 5 月に改めて教育学部、大学院学校教育学研究科及び県教育委員会の三者で連携・協力に係る協定を締結しました。
- ・ 教育課題への質の高い対応を図ることを目的として、引き続き、連携・協力事業を進めました。両者による連携・協力協議会を開催するとともに、小・中学校の補充学習等への学生ボランティアの派遣や、講演会、授業研究会の講師等への大学教員の派遣を要請に応じて行いました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 連携・協力事業の取組により、教員の養成や資質能力の向上、学校教育上の諸課題への質の高い対応を図ることができました。
- ・ 大学が有する専門的な知見を効果的に活かし、本県児童生徒の課題、学習指導要領への対応など今日的な教育課題やニーズに応じた連携・協力を今後更に推進していく必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 引き続き、「教育ボランティア活動」など 12 の連携・協力事業を実施します。
- ・ 佐賀大学教育学部及び教職大学院と県教育委員会の相互の強みを生かした連携による取組を推進していきます。

＜取組内容＞ 土曜日等を活用した教育活動の充実（教育振興課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 土曜日等を活用した教育活動に取り組みやすい環境づくりに向けた市町教育委員会の取組への支援として、市町教育委員会に対するアンケート調査の実施などの協力を行うとともに、関係団体に対し児童生徒や教職員を対象とする行事等の日程への配慮について依頼を行いました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 市町教育委員会及び各学校が土曜日等を活用した教育活動に取り組みやすい環境づくりに向けた取組への支援を行う必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 土曜日等を活用した教育活動に取り組みやすい環境づくりに向けた取組について、必要に応じ関係団体に対し行事等の日程への配慮について依頼を行います。

有識者会議での意見（外部評価）

- ・ 12 月に実施している県調査については、結果を次年度に生かすというところで、学年間の連続性ができ、また、PDCAサイクルの見直しによって学校にもよりよく生かすことができている。今後の成果に期待している。
- ・ 学力向上推進教員が学校に常駐していることによって、すぐに相談ができるため、現場の活性化につながっている。事業は、継続することが重要であるので、今後も続けてもらいたいし、その成果・ノウハウを全学校に伝えてほしい。
- ・ 学力向上フォーラムについては、とても良かったと聞いている。平成 28 年度は、県主催で実行したが、今後は、各市町の方でも地域の方が参加できるような日程で実施してもらいたい。また、参加者が聞くだけではなく、一緒に語り合えるような内容にして、地域の人々と一緒に進めてもらいたい。
- ・ 「今日は何をする」といった生徒に見通しを持たせる指導、例えば「めあて」や「まとめ」などを確実に授業に位置づけるといった授業改善や、先生の意識改革の成果が出てきていると思う。
- ・ 成果指標「国立大学の現役合格者の卒業生数に対する割合」は、割合ではなく、実数で表記した方が、実情が分かりやすいのではないかな。
- ・ 公立図書館と連携した取組をより充実してもらえると良いと思う。
- ・ 朝読書については、せっかくの貴重な時間なので、自然と各自がよい本を手に取り、自主的に本を読むように導いてほしい。強制ではなく、先生のお薦めの本の紹介など、いろんな工夫や取組をお願いしたい。
- ・ 県立高校における少人数学級編成については、平成 28 年度は 6 校を認定しているが、こうした新しい取組を行っている学校を教育委員にも見てもらうべきではないかな。
- ・ 各種団体あてに土曜日等を活用した教育活動に取り組みやすい環境づくりに向けた取組支援のための依頼文を出したことは各学校の教育活動の充実に向け、とても良いことだと思う。
- ・ 全体的に言えることだが、先生のやることが多いと感じる。生徒一人一人に向ける時間が少なくなっているのが心配である。

平成28年度のねらい（平成28年度佐賀県教育施策実施計画より）

学校の教育活動全体を通じた道徳教育を家庭や地域と連携して実施し、また子供の発達段階に応じた地域間交流や自然体験、集団宿泊体験、職場体験などの体験活動を実施することで、子供たちの豊かな人間性や社会性を育むとともに、郷土の自然や歴史に親しむ態度の育成に努めます。

あわせて、子供の発達段階に応じ、国家・社会の形成者としての資質・能力を育むための主権者教育や、人権に関する正しい知識や人権感覚を身に付けさせ、また、家庭や地域と連携を図りながら、人権・同和教育を推進します。

不登校については、未然防止や早期発見・早期対応のための体制の充実・強化並びに学校復帰に向けた支援の一層の充実を図るとともに、家庭や関係機関等との連携強化を進めます。

いじめ問題については、いじめ防止対策推進法及び佐賀県いじめ防止基本方針に基づいた学校の組織的な指導体制の強化とともに、家庭、地域、関係機関等との連携強化を図り、いじめの未然防止や早期発見・早期対応及び被害の最小化、再発防止に向けた取組をさらに充実させます。

学校における文化芸術活動の推進については、学校の文化芸術活動の活性化を図る取組を行うとともに、平成31年度全国高等学校総合文化祭開催に向けた準備を進めます。

平成28年度における主な取組結果（自己評価）

主な取組① 発達段階に応じた心の教育や体験活動の推進

＜取組内容＞ 道徳教育の推進（学校教育課）

○ 平成28年度における具体的取組内容

- ・ 豊かな人間性の育成を目指し、ボランティア活動や自然体験活動などの体験を重視した道徳教育の充実を図るためのチラシを作成し、県内すべての小・中学校に配布しました。
- ・ 県内すべての公立小・中学校において、保護者や地域の方々に道徳の授業を公開するとともに、各学校が自校の道徳教育の取組を紹介する「ふれあい道徳教育」を実施しました。
- ・ 道徳教育に係る研究校及び加配校において、道徳の授業の工夫や体験活動を通じた道徳教育の研究、学校と家庭・地域が連携した児童生徒の豊かな心を育む取組を行い、研修会や研究発表会で県内の学校にその成果の普及を図りました。
- ・ 「特別の教科である道徳」の全面実施に向け、市町教育委員会担当者、各学校の管理職や道徳教育推進教師を主な対象とする研修会等を開催し、一部改正された学習指導要領等の趣旨・内容などの周知を図りました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 研究指定校による研修会や研究発表会を通して、県内の学校に体験を重視した道徳教育の研究成果を普及することができました。
- ・ 「ふれあい道徳教育」の実施率は100%ですが、保護者や地域の方を巻き込んだ取組としてはまだ十分ではありません。
- ・ 「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」による研究指定及び教員の加配を継続して行い、学校等にその研究成果を広く紹介することで、県内における道徳教育を更に充実させていく必要があります。
- ・ 「特別の教科である道徳」の全面実施に向け、一部改正された学習指導要領等の趣旨・内容などの周知を徹底するとともに、効果的かつ多様な指導方法及び評価の在り方などの充実を図っていく必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成29年度の工夫

- ・ 道徳教育に係る研究校及び教員加配校における成果の周知等を通し、各学校における道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実・強化及び道徳教育の全体計画等の確実な作成並びに保護者や地域

との連携強化による教育活動全体を通じた道德教育の一層の充実を図ります。

- ・ 「ふれあい道德教育」を引き続き実施し、学校、家庭、地域が連携した道德教育を推進します。
- ・ 「特別の教科である道德」の全面実施に向け、市町教育委員会担当者、各学校の管理職や道德教育推進教師を主な対象とする研修会等により、一部改正された学習指導要領等の趣旨・内容などの周知を徹底し、効果的かつ多様な指導方法及び評価の在り方などの充実を図ります。

《参考》 成果指標（総合計画2015における指標）

（上段：目標 下段：実績）

指標名	単位	H26 (現状)	H27	H28	H29	H30
児童生徒の規範意識や思いやる心に関する質問への回答（規範意識や思いやる心をみる質問項目で「当てはまる」と回答した児童生徒の割合）	%	小：68.9 中：70.1	前年度 より改善 小：67.5 中：69.3	前年度 より改善 小：62.0 中：63.3	前年度 より改善	前年度 より改善

＜取組内容＞ ユニバーサルデザイン教育の推進（学校教育課）

- 平成28年度における具体的取組内容
 - ・ ユニバーサルデザイン教育の推進について、県の具体的な取組やその趣旨などについて説明したリーフレットによる周知等を図るとともに研究指定校の取組を県ホームページに掲載しました。
- 成果、課題・問題点
 - ・ ユニバーサルデザイン教育に関する授業を実施した学校数が増加し、ユニバーサルデザイン教育に関する職員研修を行う学校数も増加しました。
 - ・ 一方、ユニバーサルデザイン教育の取組は、一部のクラスや学年、教科の実施にとどまっている学校もあるため、学校全体の取組となるよう引き続き支援する必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成29年度の工夫

- ・ ユニバーサルデザインについて児童生徒の理解を深めるとともに、相手を尊重する心や、思いやりやの心を育む取組を推進するために、総合的な学習の時間や道德、特別活動の時間、家庭科などの教科において、ユニバーサルデザインの視点に立った交流及び共同学習や高齢者疑似体験などの取組の周知等に努めます。
- ・ ユニバーサルデザイン教育推進校などにおける先進的な取組を県ホームページに掲載したり、研修会等で紹介したりすることで、ユニバーサルデザイン教育の一層の普及啓発を図ります。

＜取組内容＞ さがを誇りに思う教育の推進（学校教育課）

- 平成28年度における具体的取組内容
 - ・ 佐賀の歴史や文化等をまとめたリーフレット、郷土学習資料及び活用の手引きを作成し、県内すべての高校生に配布しました。
 - ・ すべての県立高等学校において、佐賀の歴史や文化、人材などについて講演会を開催しました。
 - ・ 各学校や教育委員会で行われている郷土学習や地域貢献などの取組を集約し、特色ある取組をホームページで公開しました。
- 成果、課題・問題点
 - ・ すべての県立高等学校において、講演会を開催したことで、ふるさと佐賀に対する高校生の関心や理解が深まるなど、一定の成果をあげることができました。
 - ・ 各小・中学校においても、発達段階に応じ、他の地域のよさを理解するための取組を推進する必要があります。

- ・ 高校生を対象に作成・配布したリーフレット及び郷土学習資料の授業などにおける有効活用を図る必要があります。
- ・ 児童生徒が、ふるさと佐賀に対する理解を深め、誇りが持てるよう、ふるさと佐賀を誇りに思う教育の機運の醸成に向けた取組の一層の充実を図る必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 高等学校において、引き続き、講演会を開催するとともに、リーフレットや郷土学習資料を用いた学習を新たに実施したり、学習成果を発表する場を設定したりすることなどにより、ふるさと佐賀に対する誇りと自信を持つ児童生徒の育成の一層の充実を図ります。
- ・ 教職員自身が、ふるさと佐賀のよさを認識して教育活動を行うことができるよう、教職員を対象とした研修会等を行い、取組の一層の充実を図ります。

《参考》 成果指標（総合計画 2015 における指標）

（上段：目標 下段：実績）

指標名	単位	H 2 6 (現状)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
ふるさと佐賀への誇りや愛着に関する質問への回答（ふるさと佐賀への誇りや愛着に関する質問項目で「ある」「どちらかといえばある」と回答した高等学校 3 年生の割合）	%	82.7	83	86	89	90
			83.8	82.6		

＜取組内容＞ 体験活動の推進（学校教育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 児童生徒の豊かな心を育むうえで効果的な実践例などを研修会等で紹介したり、文化芸術体験、ボランティア活動、自然体験活動、集団宿泊体験、職場体験活動などを推進したりしました。
- ・ 県内 4 島の小・中学校に在籍する児童生徒と島外の県内児童生徒を対象に、交流活動や体験活動等を通して事業に参加する児童生徒の生きる力を育むため、子ども離島交流事業を実施しました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 各学校における地域ならではの教育資源を活用した体験活動が、年間指導計画に基づいて各教科等との関連や活動のねらいを明確にして行われるようになってきています。この取組を一層充実したものにするため、学校・地域での推進体制を整えていく必要があります。
- ・ 4 島での交流後、「自信をもって島の紹介ができた。」等、児童の感想などの他に、体験後も児童生徒が手紙での交流を継続するなど、一定の成果を収めることができました。また、家庭や地域を巻き込んだ体験活動を推進するため、「きらめく人づくり」などを通して、広く一般の県民に対しても事業の実施内容や成果を周知することができました。

※ 子ども離島交流事業 事業目標（参加児童生徒を対象としたアンケート結果より）

項目	目標値	H 2 7 実績	H 2 8 実績
自信をもって島の説明ができたと答えた島内の児童生徒の割合	80%	85.7%	75.9%
交流会終了後に、継続して交流を行った児童生徒の数の割合	60%	73.6%	73.9%

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 地域ならではの自然や環境、歴史、産業などを題材に、地域人材も活用しながら行われている特色ある取組を集約して県ホームページで紹介したり、成果発表の場を設けて情報を提供したりすることで取組の一層の推進を図るとともに、互いの取組を高め合う機運を醸成します。
- ・ 子ども離島交流事業については、3 か年の総括を行い、各市町において本事業と同様の事業実施の計画がある場合は、求めに応じて適切な情報提供に努めます。

<取組内容> 主権者教育の推進（学校教育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 小・中学校、高等学校において、学習指導要領に基づき、主権者教育を推進し、国家・社会の形成者としての資質・能力の育成に努めるよう校長会や各種研修会等で指導しました。
- ・ 高等学校等の教員を対象に主権者教育に係る公開授業や弁護士等による講演などの研修会を 7 回開催し、国の副教材の活用や選挙管理委員会等との連携によって、指導の充実を図るよう指導しました。
- ・ 中学校では、佐賀県内の 3 地区で主権者教育研修会を開催し、公開授業や実践事例報告による研修を実施しました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 各学校において主権者教育の年間指導計画を作成し、組織的、計画的に主権者教育の充実を図ることができました。
- ・ 各高等学校等から年間 2 人以上の教員が公開授業や講演などの研修会に参加していますが、未だ県内で共有できている実践事例の数が限られていることから、引き続き、教員の研究協議、各学校間の情報共有等の機会を設ける必要があります。
- ・ 中学校では、研修会に参加した教員のアンケートの中に、「主権者教育は、学校教育全体で取り組むべきものである。」との意見がありました。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 中学校における主権者教育に係る公開授業等の研修会を引き続き実施し、その中で主権者教育を学校のすべての教育活動にどのように位置づけ、生徒の資質や能力を育むかについて考える時間を設定します。
- ・ 同様に小学校についても、主権者として必要な発達段階に応じた資質や能力を整理し、学校の教育活動全体で育むよう周知徹底していきます。
- ・ 高等学校等においては、実践事例の共有のために、教員対象の公開授業及び弁護士による講話などによる研修の機会を設けることで、各学校における取組の一層の充実を図っていきます。

<取組内容> 人権・同和教育の推進（人権・同和教育室）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 人権・同和教育における教職員の指導力向上と、教育活動全体を通じた人権・同和教育の推進を図るため、各種研修会を開催し、人権・同和教育の推進の在り方などの周知徹底と各学校での取組の促進に努めました。

※ 県教育委員会主催研修

研修名	対象職員
人権・同和教育の推進に係る研修会	児童生徒支援教員配置校校長及び児童生徒支援教員
人権・同和教育担当者地区別研修会	県内全小中学校（私立を除く）
市町教育長等人権・同和教育研修会	市町教育長、新任校長・教頭
教育庁職員人権・同和問題研修会	佐賀県教育庁職員

- ・ 児童生徒が身近な人権課題についての学びから行動化につなげることができるよう、実践事例を掲載した「人権・同和教育資料集」（毎年度作成）を県内全教職員に配布し、学校での教育活動全体を通じて活用するよう周知しました。
- ・ 地域で人権・同和教育を推進していく人材を育成するため、社会人権・同和教育指導員を対象とした研修会を開催しました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 教職員等の人権・同和教育に対する認識を深めることで、各学校での取組の推進と充実を図るとともに、各学校で「人権・同和教育資料集」を活用した実践が行われ、差別を見逃さず、無くしていこうとする知識や態度等を育みました。
- ・ 文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の趣旨に基づいた人権・同和教育を推進していくために、引き続き、指導方法・内容の工夫改善などにより人権・同和教育の一層の推進を図る必要があります。
- ・ 学校と地域等が連携した人権・同和教育の推進を図るため、各学校での地域の指導者の活用を促進する必要があります。
- ・ 平成 28 年 12 月に施行された「部落差別解消推進法（略称）」に基づき、地域の実情に応じた必要な教育及び啓発に努める必要があります。
- ・ 児童生徒の中には、性的マイノリティ（性的少数者）の当事者がいることなども踏まえ、「性の多様性」に気づき、当事者の人権が尊重される社会づくりに向けて教職員の基本認識を深めていく必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 教職員を対象とした人権・同和教育に関する研修会や「人権・同和教育資料集」を通じて具体的な実践事例や指導方法の提供に取り組みます。
- ・ 教職員を対象とした各種研修会等を通じて、地域の指導者についての情報提供を行うなどし、各学校における講演会や授業参観等での地域の指導者の活用を促進します。
- ・ 部落差別解消推進法の趣旨を踏まえたパンフレット等を作成し、市町と連携しながら、県のホームページや市町が開催する研修会などを通じて、その周知を図ります。
- ・ 民間の調査によれば、県内の学校にも少なからず性的マイノリティの当事者がいることが想定されることから、「性の多様性」をテーマとした「人権・同和教育担当者地区別研修会」を開催し、教職員の理解と認識を深めていきます。

主な取組② 不登校や問題行動、いじめ問題への対応

＜取組内容＞ 不登校対策の強化（学校教育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 従来の不登校対策を再構築し、不登校児童生徒の個々の状況に応じた学校復帰へ向けた段階的な支援に取り組みました。
- ・ 不登校の問題を抱える学校の取組を支援するため、不登校対策に専任できる教員の加配や指導体制強化のための非常勤講師の配置、スクールカウンセラーの重点配置やスクールソーシャルワーカーの派遣などを行いました。
- ・ 自宅から一歩を踏み出すことが困難な不登校児童生徒に対して、訪問による学習支援などの豊富な経験を有する民間団体と連携した、段階的・継続的な訪問による支援に新たに取り組みました。
- ・ 不登校の問題を抱える小・中学校を訪問し、各学校の実情と課題を把握するとともに、不登校対策の好事例を紹介したり、中学校区内の小・中学校間で不登校児童生徒の支援や学校の組織体制の在り方等について連携して取り組むよう指導・助言をしたりしました。
- ・ 不登校対策に係る加配教員や非常勤講師を配置している学校の担当者、各市町教育委員会の指導主事及び適応指導教室の指導員による連絡協議会を実施し、連携した取組について協議しました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 平成 28 年度の不登校児童生徒数は、小・中学校、高等学校ともに前年度よりわずかに減少しまし

たが、依然として憂慮すべき状況にあり、中学校の不登校生徒数の割合は前年度より増加しました。

- ・ 不登校の要因や背景は、ケースにより様々であり、また、学校に通わせることが絶対ではないという保護者の意識の変化等もあることから、引き続き、学校の組織体制の整備・充実のための支援や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置などに努めるとともに、専門家等の家庭への訪問による助言や支援など、不登校児童生徒の個々の状況に応じた段階的支援の充実を図っていく必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 引き続き、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた段階的支援の充実を図り、学校復帰の道筋を明確にした総合的な不登校対策に取り組みます。
- ・ 引き続き、不登校の対応が課題となっている中学校を不登校対策の推進校とし、教員を加配したり非常勤講師を配置したりすることで、不登校生徒の学校復帰や未然防止のための指導体制の強化を図ります。
- ・ 不登校対策推進校において効果のあった取組を教育相談担当者対象の研修会等で紹介したり、各教育事務所・支所による学校訪問などで情報提供したりすることで県内のすべての学校における対策の強化を図ります。
- ・ 引き続き、県内すべての公立学校の児童生徒がスクールカウンセラーによるカウンセリングを受けられる体制を整備し、特に不登校生徒が多い中学校にはスクールカウンセラーの重点配置（配置時間数を増加）を行うなど、教育相談体制の一層の充実を図ります。
- ・ スクールソーシャルワーカーについても、引き続き、県内すべての公立学校に派遣できる体制を整備するとともに、平成 29 年度から小学校への派遣を拡充し、不登校傾向にある児童も含めた早期の段階から手厚い支援を行えるようにしました。
- ・ 民間団体と連携した不登校児童生徒への訪問支援についても引き続き実施し、前年度の成果と課題を踏まえた支援の一層の充実に努めます。

《参考》 成果指標（総合計画 2015における指標）

（上段：目標 下段：実績）

指標名	単位	H 2 6 (現状)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
小学校、中学校の不登校児童生徒の割合	%	小：0.27 中：2.61 (25 年度)	小：0.26 中：2.55	小：0.24 中：2.30	小：0.22 中：2.10	小：0.20 中：2.00
			小：0.46 中：3.08	小：0.43 中：3.14		

＜取組内容＞ 教育相談体制の充実（学校教育課、保健体育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 県内すべての公立学校の児童生徒がスクールカウンセラーによるカウンセリングを受けられる体制を引き続き整備するとともに、特に不登校が課題となっている学校に重点配置するなど、学校における教育相談体制の充実・強化を支援しました。
- ・ スクールソーシャルワーカーについても、県内すべての公立学校へ派遣できる体制を整備することで、学校と関係機関等が連携した取組の充実・強化を支援しました。
- ・ 電話相談窓口（心のテレホン、いじめホットライン）について、ポスターやカードの配布、県庁ホームページへの掲載など広報活動を行うことで活用促進を図りました。
- ・ 保健室利用の児童生徒に適切に対応することができるよう、4～6 月の繁忙期に養護教員を加配するなど、保健室の健康相談体制の充実を図りました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ スクールカウンセラーの活用や電話相談窓口の活用促進により、学校内外における相談体制の充実が図られました。また、スクールソーシャルワーカー等の外部人材の活用により、学校だけでは解決が困難な事例に働きかけ、改善に導くことができました。
- ・ 一方、複雑な家庭的要因を抱えた児童生徒が増加傾向にあるなど、児童生徒が抱える問題などは複雑化、多様化していることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの対応力の更なる向上を図る必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 県教育委員会が主催するスクールカウンセラーの研修会を引き続き実施し、各スクールカウンセラーの実務経験に基づく協議や情報交換を行うことで、学校現場の実情を踏まえた対応力の更なる向上を図ります。
- ・ スクールソーシャルワーカーに対して指導・助言を行うスーパーバイザーの連絡協議会の定期的な開催や、連絡協議会で出された課題等を反映させたスクールソーシャルワーカーの研修会の開催により、スクールソーシャルワーカーの資質の向上を図り、充実した支援が行えるようにします。

《参考》 成果指標（総合計画 2015 における指標）

（上段：目標 下段：実績）

指標名	単位	H 2 6 (現状)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
いじめ問題への対応に関する学校評価の状況（いじめ問題への対応に関する学校評価の項目で「十分達成」と評価した学校の割合）	%	35 (25 年度)	45 ----- 51.0	50 ----- 47.0	55 ----- 	60 -----
小学校、中学校の不登校児童生徒の割合（再掲）	%	小：0.27 中：2.61 (25 年度)	小：0.26 中：2.55 ----- 小：0.46 中：3.08	小：0.24 中：2.30 ----- 小：0.43 中：3.14	小：0.22 中：2.10 ----- 	小：0.20 中：2.00 -----

＜取組内容＞ 生徒指導体制の充実（学校教育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 児童生徒の問題行動において課題を抱える学校を訪問し、生徒指導主事等を中心とした学校組織としての生徒指導体制について指導や助言を行いました。
- ・ 学校だけの取組では解決が困難な事案に対しては、元警察官を外部人材として活用するとともに、関係機関等との連携により解決を図るための体制強化に向けた学校支援に取り組みました。
- ・ 児童生徒の非行防止や犯罪被害の未然防止、また、いじめ問題など生徒指導上の諸問題の未然防止や早期発見・早期解決に向けた取組を強化するために、生徒指導に関する教職員研修の充実に努めました。
- ・ 各学校において、アンケート調査や面談、校内研修会など、生徒指導上の諸問題の早期発見・早期対応のための様々な手法による取組が強化されるよう支援しました。
- ・ いじめ防止対策推進法及び佐賀県いじめ防止基本方針に基づき、組織体制の充実・強化及び関係機関等との連携を図りながら、いじめの「未然防止」、「早期発見・早期対応及び被害の最小化」、「再発防止」へ向けた総合的な取組を推進しました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 学校組織としての生徒指導体制について、学校訪問等を通じた指導や助言、問題行動対応に苦慮している中学校への生徒指導支援員の派遣を行うとともに、必要に応じて関係機関との連携を強化したことにより、指導体制の充実が図られました。
- ・ 中学校における暴力行為の発生件数が前年度より増加したことから、事案の状況や背景などについて

て調査・分析を行うとともに、問題行動への対応に苦慮している学校に対して、引き続き、機会をとらえて指導や助言を行う必要があります。

- ・ いじめ問題への対応については、県標準様式によるいじめアンケート調査の実施や教職員を対象とした「佐賀県いじめ防止対策研修会」の開催などにより、教職員のいじめに対する意識が高くなり、早期発見・早期対応が図られるようになりました。
- ・ 平成 29 年 3 月に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されたことを受け、佐賀県いじめ防止基本方針の見直しを行う必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 各学校における生徒指導体制の充実・強化を支援することにより、児童生徒一人一人に対する十分な理解に基づく生徒指導を推進するとともに、暴力行為などの発生時に必要に応じて警察等の関係機関との連携を図り、組織的に対応できる体制の充実・強化を図ります。
- ・ 各教育事務所・支所に引き続き生徒指導支援員を 5 人配置するとともに、警察その他の関係機関、地域、家庭との連携を強化し、いじめ問題をはじめとする問題行動や犯罪被害の未然防止、早期解決のための取組の支援に努めます。
- ・ 暴力行為をはじめとする問題行動への対応については、各教育事務所・支所と連携して、問題行動を行う児童生徒の背景を分析するとともに、各学校が児童生徒理解に基づく生徒指導体制の充実を図るよう、指導・助言に努めます。
- ・ 佐賀県いじめ防止基本方針に基づき、校内組織体制の充実及び関係機関等との連携の強化を図り、いじめ問題に対応するための体制の充実を図ります。また、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定を受け、佐賀県いじめ防止基本方針の見直しを行います。
- ・ 教職員対象の研修会を引き続き開催し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止の 3 つの柱に基づく取組を更に充実させます。
- ・ いじめアンケートについては、学校の実情を考慮し、県の標準様式を見直すとともに、学校独自の様式を組み合わせることで実施することにより、各学校における教職員の児童生徒理解の一層の充実・深化やいじめの早期発見・早期対応の取組を支援します。

《参考》 成果指標（総合計画 2015 における指標）

（上段：目標 下段：実績）

指標名	単位	H 2 6 (現状)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
いじめ問題への対応に関する学校評価の状況（いじめ問題への対応に関する学校評価の項目で「十分達成」と評価した学校の割合）（再掲）	%	35 (25 年度)	45	50	55	60
			51.0	47.0		

主な取組③ 学校における文化芸術活動の推進

＜取組内容＞ 文化芸術活動の活性化（全国高総文祭開催準備室）

- 平成 28 年度における具体的取組内容
 - ・ 学校において文化芸術活動に取り組む生徒の育成・強化と文化芸術活動の活性化を図るため、県内高等学校の各部門において、生徒講習会、指導者研修会などの実施や備品等の整備を行いました。
- 成果、課題・問題点
 - ・ 平成 28 年度に設立された部門については、備品等を重点的に整備し、また、外部指導者から定期的に指導を仰げるよう環境整備をしてきた結果、佐賀県高等学校総合文化祭に出場できるまで成長しました。
 - ・ 県内の部活動数、部員数が少ない部門があり、更なる育成・強化対策を行う必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 県高文連と連携し、主に新入生を対象とした文化部活動の紹介などを行うことで部員数の増加を図るとともに、県内の高校生を対象とした実技研修や外部指導者による定期的な指導など様々な生徒研修会等を実施します。

＜取組内容＞ 全国高等学校総合文化祭開催への対応（全国高総文祭開催準備室）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 平成 31 年度に開催される第 43 回全国高等学校総合文化祭佐賀大会開催に向け、開催運営組織の設立準備をはじめ、会期や会場などの大会内容についての検討等、開催に向けた準備を進めました。
- ・ 平成 28 年 2 月に立ち上げた設立準備委員会を平成 28 年度は 3 回開催しました。その下に 4 つの検討委員会及びワーキンググループを置き、基本方針や会期・会場、広報・公募、育成強化などについて具体的に検討しました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 大会の実施主体である第 43 回全国高等学校総合文化祭佐賀県実行委員会を設立する準備ができました。
- ・ 各種委員会で検討した内容に基づき、大会基本方針、大会テーマ、大会テーマ毛筆表現、ポスター原画、マスコットキャラクターを募集し、最終審査まで実施することができました。
- ・ 市町へ概要説明し、会場使用についての理解を得ることで、各開催部門の会場案を作成することができました。
- ・ 実地調査を行うことで、運営上の留意点を確認することができ、開催会場を検討したり、今後の運営を計画していく上で有意義なものとなりました。
- ・ 大会運営に向け、更なる各種組織整備の必要があります。
- ・ 県を挙げた取組となるよう、大会開催に向けて広く県民へ周知を図る必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 実行委員会を設立し、各年度の事業計画等、具体的な内容を決定し、平成 31 年度開催の第 43 回全国高等学校総合文化祭佐賀大会の円滑な運営に向けて準備を進めていきます。
- ・ 生徒実行委員会を設立し、第 43 回全国高等学校総合文化祭佐賀大会運営の企画等を行っていきます。
- ・ 県内の中学校・高等学校をはじめ、各市町においても開催についての積極的な周知を図ることで機運の醸成に努めていきます。また、公式ホームページを開設し、情報発信をしていきます。

有識者会議での意見（外部評価）

- ・ 「ふれあい道德教育」については、成果の周知を特に行ってほしい。また、地域・保護者をまき込んで行ってほしい。
- ・ 「さがを誇りに思う教育の推進」を見ると、どうしても郷土の歴史学習に傾斜しているように感じてしまう。人口減少対策として高校生対策が必要ではないか。育った環境で大切に扱われたという思いがあると、Uターン率が高いという指摘もある。佐賀を誇りに思うためには、自信を持って佐賀を紹介できる、ということが根幹にあると思う。そのため、「さがを誇りに思う教育」は、もっと幅広に考え、体験活動の推進とさがを誇りに思う教育の推進を、連続的にとらえていく必要があるのではないかと。
- ・ 子ども離島交流事業が地域づくりや町づくりに発展しており嬉しく思う。このように、学校だけではできないことに、地域がどのように参画していくかが今後の課題だと思う。
- ・ 主権者教育については、学校現場でも取り組んでいるが、先生が消極的であるように感じる。もう一步踏み込んだ教育を行ってほしい。こうした教育の成果で18歳の投票率がアップしていると感じている。
- ・ いじめの問題等も含め、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーは重要な施策だが、校長のマネジメント力が求められる。一方で、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについては、質の担保に引き続き取り組んでもらいたい。
- ・ スクールカウンセラーについては、いつも予約がいっぱいと聞くと、タイムリーな時点での相談ができていないのが心配である。スクールカウンセラーという学校の職員でない第三者に話を聞いてもらうというのは大事なことだと思うので、是非きちんと聞いてもらえる体制を整えてほしい。
- ・ スクールソーシャルワーカーについては、質を高める部分で研修だけではなく、職務上の悩みなどを共有するための情報共有の場も必要である。
- ・ 就学前の時点から人の痛みの分かるような教育をしていかないと、成長してから中々そういったことが理解できないと思うので、幼稚園・保育園等、他の団体と連携を取りながら取組を行ってほしい。
- ・ いじめについては、どうしても対処療法になってしまっている。未然に防止するためにも、子供たちにいじめをしないという意識の醸成はできないのか。
- ・ いじめアンケートについては、アンケートの見直し（無記名制）をしたことにより、子供たちが記載をしやすくなって良かったと感じている。また、これまでもいじめアンケートを実施してきているので、学校側の対応も更に迅速・丁寧・誠実になったように感じる。

Ⅲ 健やかな体を育む教育の推進

平成 28 年度のねらい（平成 28 年度佐賀県教育施策実施計画より）

児童生徒の健康や体力の向上については、学校体育・スポーツと生活習慣や食生活に関する指導を関連付け、学校・家庭・地域が連携して取り組みます。

子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組みます。

児童生徒の様々な心身の健康課題に対応した保健活動が行われるよう、学校保健計画に基づいて、学校、家庭、地域が連携した指導体制を整備します。

登下校時や校内における事件、事故、災害から子供を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、子供の危険予測、危機回避能力等を向上させます。

平成 28 年度における主な取組結果（自己評価）

主な取組① 学校体育や運動部活動の推進

<取組内容> 体力向上へ向けた総合的な取組の充実（保健体育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 小学生を対象としたウェブランキングシステムによる運動（名称：スポーツチャレンジ）を推進して児童が楽しく明るく運動する機会を提供しました。その結果をもとに、県教育長表彰を行いました。
- ・ 本県の児童生徒の健康・体力づくりの推進を目指し、各学校へ健康・体づくり推進プランの作成を義務づけました。また、小学生を対象とした体力運動調査の記録個票を配布して保護者の理解を促しました。更に、体力作りの授業に地域の外部指導者を活用しました。
- ・ さがんキッズの体力アップホームページを運用し、体力向上の取り組み事例や授業作りの参考資料などを掲載しました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 平成 28 年度全国体力・運動能力、運動習慣調査における本県の調査対象全学年の体力合計点の平均値を見ると、小学校 5 年生男子及び中学校 2 年生男女は体力合計点で全国平均値を上回りました。小学 5 年生女子は全国平均値を下回りましたが、昨年度に引き続き、全国平均値との差が縮小しました。なお、平成 20 年度本調査開始以降、体力合計点佐賀県平均値において、小学校 5 年生女子及び中学校 2 年生男女は過去最高値でした。
- ・ 児童生徒の体力運動能力の状況は、生活の利便化や生活様式の変化によるその遊び、スポーツ活動習慣、手軽な遊び場、仲間などの減少により、昭和 60 年頃から現在まで低下傾向が続いています。
- ・ 学校体育・スポーツと生活習慣・食生活に関する指導を関連づけ、学校・家庭・地域社会が連携した取組を促進することができましたが、「全国体力・運動能力運動習慣等調査」の結果などから、運動スポーツをする子供としない子供の二極化や、体力そのものを高める取組に加え、運動の習慣化や食生活を含めた生活習慣を改善する必要があります。
- ・ 県内の小学校へ体力向上に係る情報を提供することができました。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 県内学校への体力向上を啓発するために、ホームページを活用し情報を発信します。スポーツチャレンジについては、昨年度に引き続き、全小学校の過半数以上の参加を目指し、運動しない児童生徒にも仲間と共に運動に親しむ習慣を身につけさせる取組を推進します。更に、各学校の体力向上についての取組の好事例などを紹介し、体力向上の機運の醸成に取り組みます。

《参考》 成果指標（総合計画 2015 における指標）

（上段：目標 下段：実績）

指標名	単位	H 2 6 (現状)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
全国体力・運動能力、 運動習慣等調査にお ける、本県の調査対象 全学年の体力合計点 の平均値	点	小 5 男子 53.42 (全国 53.91)	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	
		小 5 女子 53.53 (全国 55.01)	小 5 男子 53.75 (全国 53.81)	小 5 男子 54.17 (全国 53.93)		
			小 5 女子 54.37 (全国 55.19)	小 5 女子 55.08 (全国 55.54)		
		中 2 男子 42.51 (全国 41.63)	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	
		中 2 女子 48.46 (全国 48.55)	中 2 男子 42.48 (全国 41.80)	中 2 男子 43.23 (全国 42.00)		
			中 2 女子 49.25 (全国 48.96)	中 2 女子 50.09 (全国 49.41)		

＜取組内容＞ 学校体育の充実（保健体育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 学習指導要領が小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から全面实施され、また、高等学校においては平成25年度から年次進行で実施されました。学習指導要領の理念や基本方針、改訂の趣旨や内容の理解のために各種研修会・講習会において周知徹底を図りました。
- ・ スポーツ庁から受託した武道等指導充実・資質向上支援事業において、県内小学校 2 校を体づくり運動、中学校 5 校を武道及びダンスの研究実践校とし、指導力向上や地域の指導者との連携などを通じて体育授業の充実を図りました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 学校訪問での授業公開や研究授業、体育学習発表大会などで新しい学習指導に即した実践が行われるようになりました。
- ・ 学習指導要領に対応するための環境整備や教材研究を進める一方で、新しい指導法の在り方について研究を深める必要があります。
- ・ 生徒の技能や安全に対する意識が向上するなどの効果が見られました。また、教員についても、武道指導やダンス指導に対してより積極的になり、地域の指導者と連携して授業に取り組むことで、指導力の向上を図ることができました。今後、学習状況を適切に評価し、その評価を指導の改善に生かすという視点に立って、児童生徒への指導と評価を一体として捉えた学習を展開することが大切です。それによって、より効果的な指導の在り方の検討や、知識・技能を確実に習得させるための創意工夫のされた取組等がなされると考えます。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 教員の専門的な指導力向上を目的とした研修を充実します。
- ・ 中学校では、武道とダンスの安全かつ円滑な実施、小学校では、課題である体力向上の方策の一つとして、体づくり運動の授業研究を行うことで、授業の指導充実、指導者の資質向上を図ります。
- ・ スポーツ庁委託事業である武道等指導充実・資質向上支援事業においては、体づくり運動県内小学校 2 校、武道・ダンス県内中学校 4 校、高等学校 1 校を研究実践校とし、指導法の研究を進めます。

＜取組内容＞ 運動部活動の推進（保健体育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 運動部活動の充実・改善のために、運動部活動指導者講習会を実施しました。
- ・ 地域スポーツ指導者等を活用した運動部活動の指導体制の構築及び「運動部活動での指導のガイドライン」を踏まえた指導内容や指導方法の在り方について、実践研究を行い、スポーツ庁から受託した運動部活動指導の工夫・改善支援事業を活用して、県内の中学校・高等学校の運動部活動にアスレティックトレーナー等の地域スポーツ指導者を派遣しました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 運動部活動指導者講習会の参加者に、運動部活動の適正化やスポーツにおけるメンタルトレーニング、JOCアシスタントコーチにおける指導のポイントなどについて理解を深めることができました。
- ・ アスレティックトレーナー等の地域スポーツ指導者を派遣したことにより、最新のトレーニング方法や食事の摂り方、シューズの履き方など、部活動を行う上で、新しい有効な知識を得ることができました。
- ・ 運動部活動は、学校での教育活動の中で生徒の豊かな人間性を育むとともに、体力向上に大きな役割を果たしています。今後は専門的な技術指導ができる地域スポーツ指導者の確保のみならず、地域スポーツ指導者の資質向上などについても多角的な内容で研修会等を設けるなど工夫していく必要があります。そのことが運動部顧問である教職員の負担軽減にもつながります。

＜参考＞ 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 県の新規事業として運動部活動外部指導者派遣事業を展開し、中学校、高等学校の運動部活動において、地域スポーツ指導者を活用しながら学校組織全体での運動部活動の適切な指導体制の構築を図ります。加えて、本年度もトレーナー協会と連携を図り、スポーツ医・科学等を運動部活動指導に活用し、生徒の発達段階に応じた適切な技術指導力の取得や安全に配慮した運動部活動に取り組みます。
- ・ 運動部活動の顧問及び地域スポーツ指導者を対象とした研修会の内容を更に充実させ、指導者の資質向上に努めます。

主な取組② 食育の充実

＜取組内容＞ 食育の推進（保健体育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 学校食育推進計画に基づき、「早寝、早起き、朝ごはん」キャンペーン、生活ふりかえりチェック、学校から各家庭へ便りの発行などを行いました。
- ・ 公立小・中学校、県立中学校、県立特別支援学校の食育推進担当者向けの食育推進研修会を県内 3 地区で開催しました。
- ・ 「早寝早起き朝ごはん啓発リーフレット」を学校から各家庭へ配布しました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 安全で安心な学校給食が提供されるよう取り組んでいますが、異物混入事案が相次いで発生しています。
- ・ 各教員から児童生徒へ、学校から保護者への啓発を図りましたが、児童生徒への食に関する指導を展開している段階であり、生活習慣全体の見直しに至っておらず、朝食喫食率の数値的な改善がみられていません。
- ・ 朝食を必ず食べる児童生徒は、全く食べない児童生徒よりも就寝時間・起床時間が早いことから、朝食喫食率向上ということからだけでなく、健康教育の面からも、学校や家庭に対して、より一層の食に関する情報提供や働きかけを行う必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 学校給食調理場の責任者、学校給食調理場を有する学校長と共同調理場の長を対象に、異物混入の無い安全・安心な学校給食の実施と、安全管理の徹底について研修を行います。
- ・ 学校給食調理場の衛生管理体制の再確認と危機管理マニュアルの見直しを支援します。
- ・ 学校の食育推進担当者を対象にした食育推進研修会では、児童生徒や家庭への啓発の回り方について研修を行います。
- ・ 児童生徒を対象とした生活習慣実践カードを作成して配布します。生活習慣について児童生徒自身の振り返りをする欄、保護者がチェックする欄、学級担任がチェックする欄を設け、生活習慣改善を図る契機とします。
- ・ 食に関する指導については、基本的生活習慣の確立にもつながることから、全教職員で共通理解を図り、食に関する指導の全体計画や年間指導計画を確実に実施し、食に関する指導の一層の充実に取り組みます。

《参考》 成果指標（総合計画 2015 における指標）

(上段：目標 下段：実績)						
指標名	単位	H 2 6 (現状)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
朝ごはんを毎日食べる児童の割合	%	88.3	88.3 以上	88.3 以上	88.3 以上	88.3 以上
			88.3	86.6		

主な取組③ 健康教育・性に関する指導・安全教育の充実

＜取組内容＞ 学校保健の充実（保健体育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 学校における健康教育の充実を図るための研修会を実施しました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 学校保健担当者や養護教諭の資質の向上を図ることができました。
- ・ 児童生徒の心身の健康課題は多様化しており、これらの今日的課題に対応するためには、学校保健活動の中心となる学校保健担当者や養護教諭の力量を高めることが、ますます求められています。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 学校保健担当者や養護教諭を対象とした研修を引き続き実施し、児童生徒の様々な心身の健康課題に対応した学校保健活動を推進します。

＜取組内容＞ 性に関する指導の推進（保健体育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 性に関する指導支援事業を実施し、性に関する指導に造詣の深い産婦人科医等を学校に派遣して生徒・保護者・教職員対象の研修会や講演会を開催しました。
- ・ 各学校の指導者となる教職員向けに性に関する指導についての講演と演習を行いました。
- ・ 各学校の学校保健計画に性に関する指導・取組を明確に位置付けて実践するよう指導しました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 性に関する指導支援事業を市町立の全中学校及び県立学校で実施し、児童生徒が性に関する正しい知識を身に付けることができ、人間性豊かな生徒の育成が図られました。
- ・ 本県の 10 代の人口妊娠中絶率がワースト上位を推移している状況はもとより、男女が互いを尊重し、命を大切にする意識の涵養を図る上からも、学校、地域、関係機関が一体となった取組を継続す

る必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ すべての県立学校及び市町立中学校において、性に関する指導支援事業を実施し、性に対する正しい知識を身に付けさせ、人間性豊かな生徒の育成を図ります。
- ・ 性に関する指導者の力量を高めるため、教職員を対象とした研修を今後も引き続き実施します。
- ・ すべての学校において、性に関する指導の内容を学校保健計画に位置付け実践する割合が 100%を維持できるよう引き続き指導を行います。

《参考》 成果指標（総合計画 2015 における指標）

（上段：目標 下段：実績）

指標名	単位	H 2 6 (現状)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
性に関する指導が学校保健計画に位置付け、実践する学校の割合	%	100	100	100	100	100
			100	100		

＜取組内容＞ がんの教育の推進（保健体育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 「佐賀県がんの教育に関する協議会」を設置し、がんの教育の推進に向けて、がん教育に関する計画の検討や検証を行いました。
- ・ がんの教育に取り組むモデル校を指定し、がんの教育の内容や効果的な指導方法について実践研究を行いました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ モデル校が作成した教材・指導案等を県内学校に配付するとともに、体育主任研修会や学校保健担当者研修会において紹介するなどして、実践研究成果の普及を図ることができました。
- ・ 学校におけるがんの教育の指導者が、がんについて正しく理解するとともに、がん患者に対する正しい認識を持ち、各学校におけるがんの教育の推進に対する意識向上を図るための取組を行う必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 引き続き、「がん教育に関する計画」を策定し、がんの教育に関する協議会の実施やモデル校の指定などによって、各学校でのがんの教育の推進を図ります。
- ・ 管理職を含む教職員向けのがんの教育指導者研修会を実施します。

＜取組内容＞ 安全教育の推進（保健体育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 各学校が策定する「学校安全計画」に、関係教科や特別活動などにおける安全学習の取組を位置づけるよう指導しました。
- ・ 学校安全教育指導者研修会を開催し、児童生徒の学校安全について講演と演習を行いました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 全ての学校が、「学校安全計画」の中に、関係教科や特別活動などに安全学習の取組を位置付けて実施することができました。
- ・ 学校安全教育指導者研修会では、学校安全全ての分野（生活安全・交通安全・災害安全）に係る研修を取り入れ、学校等における安全教育の充実を図ることができました。
- ・ 登下校時や校内における事件、事故及び災害から児童生徒を守るため、学校は安全確保に努めると

ともに、様々な場面を想定し、児童生徒の危険予測、危機回避能力などを向上させる必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 学校安全教育指導者研修会を実施し、児童生徒の学校安全についての研修を引き続き行います。
- ・ 各学校で「交通安全教室」「防犯教室」を実施したり、自然災害に備えた訓練を適宜行うなどして、児童生徒自身の危険予測、危機回避能力の向上を図ります。

有識者会議での意見（外部評価）

- ・ もっと体を動かして汗をかくような子供、体を動かすことの楽しさを味わう子供を育むことが大切であり、授業改善や昼休み等の遊びの内容をどうしていくかということが課題である。そういう意味でも、スポーツチャレンジは良い取組だと思う。今後も充実させて欲しい。
- ・ 現在の小学生高学年は、年齢的に平成 35 年度の佐賀国体を支える世代であるので、この世代だけではないが、引き続き運動能力の向上に努めてほしい。
- ・ 部活については、ブラック部活化と言われるので、効率的に進めていくという方向性が示されているように思う。一方、子供が社会体育漬けになってしまい、へとへとになっているという話はよく聞く。学校教育にも影響が出てきているので、知事部局と連携して、全県的に社会体育の在り方を検討する機会が必要ではないか。
- ・ 「早寝、早起き、朝ごはん」については、ずっと継続的に行ってほしいが、マンネリ感が出ている。少し工夫をお願いしたい。
- ・ 朝食の重要性は誰もが理解していると思う。朝食の実食率は横ばい状態なので、各種団体との連携をして更なる強化に取り組んでほしい。
- ・ 朝ごはんを毎日食べる児童の割合については、貧困が背景にあるなら、単に朝食の実食率に留まるものではないのではないか。ネグレクトなど貧困予備軍を把握できる取組と、担当課だけでなく教育委員会や関連部局連携をとって「子どもの貧困」に対する取組を行ってほしい。

Ⅳ 時代のニーズに対応した教育の推進

平成28年度のねらい（平成28年度佐賀県教育施策実施計画より）

I C T利活用による学校支援の推進については、継続して、教職員のスキルアップ研修の改善・充実とともに、教育情報システムやI C T機器等の機能強化、デジタル教材の確保等に一体的に取り組み、現場の検証・反映を行いながら全県規模で教育の情報化を推進します。

グローバル化に対応した教育の推進については、新たに県主催による短期研修を実施するとともに、引き続き実践的な外国語（とりわけ英語）の運用力を身に付け、交渉力やプレゼンテーション力を高め、我が国の伝統や文化だけでなく、異文化を理解・尊重する態度を涵養します。

県立高校再編整備の推進については、長期的・全県的な視点に立った再編整備を推進します。また、併設型の中高一貫教育校については、県全体の教育力を高める観点から、市町立中学校や他の高等学校と切磋琢磨できるような魅力ある学校づくりを目指します。

特別支援教育の充実については、特別支援学校の児童生徒の増加等に対応するため、教育環境を整備するとともに、障害のある児童生徒の自立と社会参加を促進するため、引き続きキャリア教育及び職業教育の充実を図ります。また、特別な支援を必要とする児童生徒が増加しており、一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援が受けられるよう、教職員等の専門性の向上を図ります。

産業人材の育成については、産学官の連携を図り、教育活動全体を通して、キャリア教育や基礎学力向上、高度資格取得、ものづくり人材育成を推進します。

平成28年度における主な取組結果（自己評価）

主な取組① I C T利活用による学校支援の推進

<取組内容> I C T利活用による学校支援の推進（教育情報化支援室、教育総務課）

○ 平成28年度における具体的取組内容

- ・ 佐賀県I C T利活用教育推進協議会を開催し、市町教育委員会との連携を図りながら、全県規模で事業を推進しました。
- ・ I C T利活用教育の推進に関する事業改善検討委員会を開催し、より現場の実情に即した事業実施につながるよう、授業等における活用、教職員の意識・研修等、生徒・保護者の必要性・効果の認識などについて検証を行いました。また、教育フェスタや全中学校の三年生及びその保護者への説明を実施するなど、広報活動の強化に努めました。
- ・ 指導主事の学校訪問による校内研修（O J T）支援を強化し、学校種や教科内容に応じた、より実践的な研修を実施するなど、教職員のスキルアップを図りました。また、モデル指導資料を作成し、授業での活用を図りました。
- ・ より円滑に授業が実施されるよう、教職員に対するデジタル教材の作成や活用の指導などを行うI C Tサポーター、学習用P Cや電子黒板などI C T機器の操作に関する助言や軽微なトラブルへの対応などのためのヘルプデスク現地員を県立学校に配置しました。
- ・ 学習用P Cの新規購入に際しては、引き続き、個人負担5万円を超える部分の補助を行うとともに、貸付金制度や奨学金制度などの活用により、保護者の負担軽減に努めました。
- ・ 国の実証事業に参加し、情報通信技術を活用した新たな学びを推進するための研究を実施しました。
- ・ 佐賀県教育情報システム（S E I - N e t）の運用・機能強化を行いました。
- ・ 学校教育ネットワークに対する不正アクセス事案を踏まえ、原因となった問題点について必要な手立て及び強化策を講じました。また、佐賀県学校教育ネットワークセキュリティ対策検討委員会の提言を踏まえ、今後の情報セキュリティ対策について、佐賀県学校教育ネットワークセキュリティ対策実施計画を策定しました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 「I C Tを利活用した授業を受けるのが楽しみである児童生徒の割合（小・中学校）」については、86%となり、目標を上回ることができました。また、「I C Tを利活用した授業に対する生徒の満足

度（県立高校）」は、82%と昨年度並みの実績となりました。

- ・ 学校現場からは、ＩＣＴ機器のより効果的な利活用方法や指導方法などの情報を求める声もあることから、すべての教職員が、より実践的な指導が行えるよう、指導法の改善・充実を主眼においた研修を付加することで、学校教育の質の向上につなげる必要があります。
- ・ 学習用ＰＣを購入する際の個人負担 4.8 万円（平成 29 年度）を超える部分の補助を継続して実施し、生徒・保護者の負担軽減を図る必要があります。
- ・ 学習用ＰＣ等の操作指導、トラブル等への教育現場の状況に則した対応を行うヘルプデスク現地員については、学校現場からの要望も多いことから設置を継続するとともに、同現地員が教材作成支援業務も併せて行うことにより、教員の負担軽減を図る必要があります。
- ・ 市町での取組を見ると、国による一定の財政措置はなされているものの、いまだ市町間でばらつきが見られます。
- ・ 佐賀県教育情報システム（ＳＥＩ－Ｎｅｔ）の利便性の改善・機能強化、利用者ニーズや新たな課題への対応を行う必要があります。
- ・ 情報セキュリティ対策にしっかりと取り組むことにより、生徒・保護者の不安解消と県民の信頼回復に努めていく必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ ＩＣＴ利活用教育の推進に関する事業改善検討委員会を引き続き開催し、より効果的なＩＣＴ利活用教育の実施につなげていきます。
- ・ 佐賀県ＩＣＴ利活用教育推進協議会を引き続き開催し、県と全市町が一体となった計画的・組織的な事業推進に取り組んでいきます。
- ・ 本事業を円滑に実施するため、県教育委員会の支援体制の強化を図り、教職員一人一人が自らの強みと個性を発揮し、ＩＣＴを利活用した質の高い指導が行えるよう、校種別、教科別研修の充実等により、指導法の改善・充実に努めます。
- ・ 佐賀県教育情報システム（ＳＥＩ－Ｎｅｔ）の機能強化による、校務負担の軽減に取り組みます。
- ・ 佐賀県教育情報システムの運用期間が平成 30 年度末に終了することから、当該システムの更新に当たっては、学校教育ネットワークに対する不正アクセス事案を踏まえ、更新時にこそ取り得る情報セキュリティ対策について検討し、基本設計を実施します。
- ・ 佐賀県学校教育ネットワークセキュリティ対策実施計画に基づき情報セキュリティ対策に取り組むとともに、その取組状況等について情報を開示します。

《参考》 成果指標（総合計画 2015 における指標）

（上段：目標 下段：実績）						
指標名	単位	H 2 6 (現状)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
ＩＣＴを利活用した授業を受けるのが楽しみである児童生徒の割合（小・中学校）	%	83.8	85	86	88	90
			83	86		
ＩＣＴを利活用した授業に対する生徒の満足度（県立高校）	%	78.6	81	84	87	90
			82	82		

主な取組② グローバル化に対応した教育の推進

<取組内容> グローバル化に対応した教育の推進（教育振興課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 中・高校生を対象とした海外研修及び高校生を対象とした海外留学に対する助成を行いました。
- ・ 中・高校生を対象として、新たにアメリカ合衆国カリフォルニア州での 2 週間の海外研修を実施しました。
- ・ 英語スピーチコンテスト等に参加した中・高校生を対象として、オーストラリアでの 6 日間の海外研修の機会を提供しました。
- ・ 高等学校教育研究会専門部会（農業、工業、商業、家庭、福祉）が実施する海外研修に対する助成を行いました。
- ・ 県内の中学校・高等学校等が企画する海外研修に対する助成を行いました。
- ・ イングリッシュ・デイ等体験的英語活動として、県内の中学校・高等学校等で行う授業、課外活動などに A L T を派遣し、中・高校生が学校で身につけた英語を実際に使用する機会を提供しました。また、中・高校生を対象として、県内で新たに 1 泊 2 日の英会話合宿セミナーを実施しました。
- ・ 佐賀県や九州を拠点として世界で活躍する民間人等を中学校・高等学校等へ講師として派遣し、海外企業勤務等の体験談などを聞く機会を提供しました。
- ・ 海外留学への機運醸成のため、留学経験者の体験談や留学制度等の説明を行うガイダンスを開催しました。また、中学校全学年及び高等学校 1・2 年生に留学リーフレットを配布し、県内中学校及び高等学校に佐賀県中高生海外留学体験記を配布しました。
- ・ 本県の教職員が韓国全羅南道教育庁を訪問するとともに、韓国全羅南道教育庁から教職員訪問団を受け入れ、相互の学校訪問等を行いました。
- ・ 平成 28 年 4 月に佐賀農業高等学校がスーパーグローバルハイスクール（S G H）の指定校（5 年間）となり、農業高校の専門性を活かした農業分野のグローバルリーダーを育成する教育課程の開発を目指し、ベトナムでのフィールドワークなどに取り組みました。これに対し、県教育委員会では、事業の適切な運営のために設置した S G H 運営指導委員会等において助言等を行うなどの支援を実施しました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 海外留学を経験した高校生からは、「留学でたくさんのことを学び、自分が将来したいことがはっきり見えてきた。」、「たくさんの出会いと経験を通して、自分の中の世界がちっぽけだったと思えた。」、「新たな視野が広がり、新たな自分が見つかった。」、「留学したことでチャレンジすることの重要さに気付いた。日本に帰ってみて留学する前の自分にはできなかっただろうなと思うことがよくある。」などの意見がありました。留学が、語学力の向上や異文化理解に加え、自らの将来について考える契機となり、国際的視野を持ったグローバル人材の素地を培うことができました。
- ・ また、海外研修や体験的英語活動などを経験した中・高校生からも「もっと英語を勉強しようと思った。」、「大学に行ったら海外に留学してみたい。」などの意見があり、中・高校生の英語学習の意欲や海外への興味・関心を高めることができました。
- ・ 佐賀農業高等学校の生徒からは、「次こそは自分の英語でしっかりと話がしてみたい。」等の意見があり、英語学習への意欲が高まるなど、農業分野のグローバルリーダーとしての素養を身に付けさせる契機となりました。
- ・ 今後、海外留学者等のすそ野を更に広げていくためには、海外留学等を希望する生徒・保護者の経済的負担の軽減や、生徒たちの語学力向上のための取組などを進めていくとともに、海外留学等に興味はあるものの必要とされる情報が不足している生徒・保護者に対して、きめ細やかな情報提供を行うことにより関心や意欲を喚起していく必要があります。

- ・ 一方、近年、長期の海外留学を行う生徒がわずかに減少する反面、短期の海外研修を行う生徒が増加しており、生徒や保護者が海外の情勢不安などから長期より短期を選択する傾向にあることから、海外留学や海外研修の助成金の配分等を検討していく必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 「グローバル社会で生きぬく SAGA 人材づくり事業」において、海外留学等に対する助成、英会話体験プログラム等の体験的英語活動の推進、グローバル人材育成のための講演会への講師派遣、2 回の留学ガイダンスの実施などを通して、グローバル社会を生きぬく人材の育成に取り組みます。
- ・ 生徒や保護者の意識の変化や、保護者の経済的・心理的負担、生徒の授業・部活動への影響などの解消を図るため、短期の海外研修の助成枠を拡充します。
- ・ 教職員の海外研修等を実施し、より実践的な英語の運用力や授業力を高めます。
- ・ S G H 事業については、引き続き、指定校である佐賀農業高等学校への支援を行います。

《参考》 成果指標（総合計画 2015 における指標）

(上段：目標 下段：実績)						
指標名	単位	H 2 6 (現状)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
高校生の海外留学、中・高校生の海外研修旅行者数	人	131	140	160	180	200
			158	220		
中・高校生の体験的英語活動の参加者数	人	900	925	950	975	1,000
			1,089	1,474		

主な取組③ 県立高校再編整備の推進

＜取組内容＞ 更なる生徒減少期への対応（県立高校再編整備推進室）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 平成 26 年 12 月に策定した「新たな生徒減少期に対応した佐賀県立高等学校再編整備実施計画（以下「新実施計画」という。）（第 1 次）」に基づき、再編の組合せごと（5 地区）に設置した新高校設置準備委員会において、新高校の学科構成や教育内容、施設・設備などについて検討を行いました。その検討結果をもとに、平成 30 年度開校予定の 4 地区（杵島、鹿島、嬉野、唐津）については、平成 29 年 3 月にそれぞれの新高校再編整備実施計画を策定しました。
- ・ また、更に調査や検証、協議などが必要な項目について検討を進め、平成 28 年 10 月に「新実施計画（第 2 次）」（案）を策定し、広く県民の意見を聞くためのパブリック・コメントの手続き等を経て、同年 12 月に「新実施計画（第 2 次）」を策定しました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 平成 27 年度から各地区の新高校設置準備委員会を開催し、学校や地元関係者と協議・検討を重ねたことで、地域の意見も踏まえた新高校再編整備実施計画を策定することができました。
- ・ 平成 30 年度開校予定の 4 地区については、「新実施計画（第 1 次）」に基づき、それぞれの新高校再編整備実施計画により、新高校開校に向け準備を進める必要があります。また、平成 31 年度開校予定の伊万里地区については、引き続き、新高校設置準備委員会において協議を行い、伊万里地区新高校再編整備実施計画の策定に取り組む必要があります。
- ・ また、「新実施計画（第 2 次）」に基づき、社会経済情勢の変化に対応しながら、引き続き、県立高等学校の活性化を図っていく必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 平成 30 年度開校予定の 4 地区については、新高校再編整備実施計画に基づき、平成 30 年 4 月の新高校開校に向けて、学校としての活力が向上するとともに、教育の質の充実を図り、魅力と活力のある高等学校となるよう、具体的な準備を進めます。
- ・ 「新実施計画（第 2 次）」に基づき、「神埼地区高等学校の学校運営の在り方」、「農業科への専攻科設置の必要性」、「グローバル化に対応した国際系学科の設置」について具体的に検討を進めます。

＜取組内容＞ 中高一貫教育の充実（教育振興課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 高校教育改革プロジェクト会議を設置し、本県における中高一貫教育の現状と課題など不断に検証し、その充実に努めました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 併設型の中高一貫教育校については、これまでに行った県立中学校入学者選抜制度の変更などの影響や地区毎に設置した 4 校それぞれの教育環境などを踏まえ、県全体の教育力を高める観点から検証を継続していく必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ これまでの検証で明らかになった課題の解消に努めるとともに、これまでに行った県立中学校入学者選抜等の制度変更や学校ごとの特色ある教育の成果と課題についての検証を行い、生徒・保護者及び県民の期待に応える学校となるよう、一層の魅力づくりを推進します。

＜取組内容＞ 特色ある県立高等学校づくりの推進（教育振興課、学校教育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 専門学科高校を中心とした「ものづくり」や「起業家教育」などの特色ある専門教育に取り組みました。
- ・ 学校における教育活動が、人材育成に対する地域の期待やニーズに応え、その結果、生徒一人一人の実践的な職業能力の形成に生かされるものとなるよう、県内企業との意見交換の場を増やし、企業・産業等との連携強化に取り組みしました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 専門高校での特色ある学校づくりや学校活性化のためには、地域社会や企業が望む人材の育成や社会環境に応じた実践的な職業能力を形成する取組を行う必要があります。
- ・ 生徒の多様なニーズはもとより、時代のニーズや人材育成に関する地域の期待などを踏まえ、今後の県立高等学校の活性化や特色づくりについて検討する必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 社会経済状況の変化に対応し、産業の振興など社会や地域の発展に貢献できる産業人材育成に係る取組を産学官で連携して推進します。
- ・ 高校教育改革プロジェクト会議において、引き続き、県立高等学校の活性化や特色づくりなどについて検証・検討を行います。
- ・ 県立高等学校の活性化に係る議論の充実を図るため、高等学校の学科の在り方に係る検討を行います。
- ・ 県立高等学校入学者選抜制度検討委員会の報告を踏まえ、県立高校入試制度の見直しについて検討を行います。

主な取組④ 特別支援教育の充実

<取組内容> 特別支援学校における特別支援教育の充実（特別支援教室）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 平成 27 年 10 月に策定した「佐賀県特別支援教育第三次推進プラン」について、特別支援学校における教育環境の整備及び通学支援の在り方に関し、一部改訂を行い、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加の一層の促進を目指し、施策の方向性に沿って以下のことに取り組みました。
- ・ 児童生徒数が増加傾向にある知的障害特別支援学校の教育環境の整備について検討を行いました。
- ・ スクールバスの在り方等検討のための関係者会議において、通学支援の在り方について検討を行いました。
- ・ 特別支援学校の職業教育の充実に向けて、企業や関係機関、行政などの協働による県全体のネットワークや特別支援学校と企業等とのパートナーシップの構築を図るため、引き続き、佐賀県立特別支援学校就労支援連絡協議会や特別支援学校就労支援フォーラムを開催しました。また、佐賀県立特別支援学校就労サポーター企業の登録にも取り組み、パートナーシップ・オフィスについては、課題や問題点などについて検討を行いました。
- ・ 生徒の一般企業への就職の促進及び小学部段階からの 12 年間を通したキャリア教育の充実のため、引き続き、すべての特別支援学校においてキャリア教育全体計画に基づいた授業に取り組みました。
- ・ 特別支援学校の就労支援の充実を図るため、特別支援学校担当の就労支援コーディネーターが、引き続き、知事部局や各特別支援学校と連携を図り、就業可能な新規企業の開拓等を行いました。
- ・ 平成 30 年 4 月に児童心理治療施設の開設が予定されており、施設に入所する児童生徒を対象とした県立特別支援学校の分校の教室配置や必要な設備などについて関係機関との協議を行いました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 児童生徒数が増加傾向にある知的障害特別支援学校については、児童生徒数の推移等を注視しながら、本校の整備や分校設置について各特別支援学校の状況に応じて対応していく必要があります。特に、教育環境の整備を図る必要性が高い大和特別支援学校については、本校の増築に取り組んでおり、併せて分校設置に取り組んでいく必要があります。
- ・ 県立特別支援学校 6 校において、平成 29 年 6 月から各校 1 コースのスクールバスを運行することとしました。特別支援学校における通学支援の在り方については、各特別支援学校の状況等に応じて、効率性を含め総合的に判断して対応していく必要があります。
- ・ 特別支援学校就労支援フォーラムについては、昨年度より参加者が増加し（H27：175 人 → H28：278 人）、サポーター企業については、今年度新たに 22 企業の登録がありました。パートナーシップ・オフィスについては、認定基準や認定による他の登録企業に与える影響などについて、引き続き検討していく必要があります。
- ・ 各特別支援学校において、キャリア教育に関する授業内容や支援方法の検討などを行いました。
- ・ 特別支援学校担当の就労支援コーディネーターが、一人一人の能力や適性などに応じた就職支援（学校訪問回数：47 回）や就業可能な新規企業の開拓（企業訪問回数：290 回）を行い、昨年度を上回る就職内定（H27：38 人 → H28：42 人）を得ることができました。
- ・ 就職希望者について、職業訓練を 14 企業で実施し、その全ての生徒について就職内定を得ることができました。
- ・ 平成 28 年度の特別支援学校の就職希望率は 30%で、目標値の 34%を下回りましたが、就職希望者の就職率は 96%となり、目標値の 88%を大きく上回りました。
- ・ 障害のある児童生徒が将来自立し、積極的に社会参加できるよう、引き続き、企業や関係機関など

と連携したキャリア教育及び職業教育の充実を図り、特別支援学校高等部の生徒における就職希望率の割合を高めていく必要があります。

- ・ 企業等開拓や進路指導の状況について学校全体で情報共有を図り、外部との連携体制を構築できる人材を育成するなど組織的に取り組むとともに、特別支援学校と企業等との協働推進体制をより強化し、生徒を受け入れる企業等の開拓を一層進める必要があります。
- ・ 児童心理治療施設の開設に合わせて、施設に入所する児童生徒を対象として、新たに県立唐津特別支援学校の分校を開校（平成 30 年 4 月予定）することとし、教育施設棟の設計等について設置法人等との調整を行いました。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 佐賀県における特別支援教育を一層推進するため、平成 29 年 3 月に一部改訂した「佐賀県特別支援教育第三次推進プラン」に基づく施策の方向性に沿って取り組みます。
- ・ 児童生徒数の増加に対応した教育環境の整備について、大和特別支援学校の本校の整備を行うとともに、分校の設置について関係市町教育委員会との協議を行うなど、教育環境の整備を進めていきます。
- ・ 特別支援学校のスクールバスについては、児童生徒や保護者、学校現場の声を聞きながら、運行上の課題等を整理し、必要な対応について適宜検討していきます。
- ・ 特別支援学校と企業との連携強化を図るとともに、企業や関係機関、行政などが協働して特別支援学校の職業教育の充実及び生徒の企業等への就職の促進を図るため、引き続き、サポーター企業の登録を推進していきます。パートナーシップ・オフィスについては、認定方法に関する課題等を踏まえ、在り方について引き続き検討を進めていきます。
- ・ 今後も各特別支援学校において、キャリア教育の充実に向けた授業の改善に取り組んでいきます。
- ・ 生徒の能力や適性に応じた就労支援や就業可能な新規企業の開拓ができる体制を整備するとともに、就業体験など企業等と連携した取組を一層推進するなど、引き続き、生徒の一般就労への意欲を高めるような進路指導の充実に取り組んでいきます。
- ・ 職業コースを設置した学校において、就職率の向上などの成果が出ていることから、未設置校へ職業コースの設置を働きかけていきます。
- ・ 唐津特別支援学校分校の開校（平成 30 年 4 月予定）に向けて、児童心理治療施設の設置法人からの教育施設棟の買取り、必要な備品等の整備及び教育課程の編成を行います。

《参考》 成果指標（総合計画 2015 における指標）

（上段：目標 下段：実績）

指標名	単位	H 2 6 (現状)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
特別支援学校高等部の生徒における就職希望者の割合	%	34	34 30	34 30	34	34
特別支援学校高等部の生徒の就職希望者における就職者の割合	%	88 (H23～H26 の平均)	88 97	88 96	88	88

＜取組内容＞ 幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実（特別支援教育室）

- 平成 28 年度における具体的取組内容
 - ・ 特別支援学校が専門機関との連携を図るなどして、地域の特別支援教育のセンター的機能の充実を図るとともに、幼稚園や小・中学校、高等学校の教職員の専門性向上のための研修に取り組み、障害のある幼児児童生徒に対する校内支援体制の一層の充実を図りました。
 - ・ 発達障害のある幼児児童生徒への適切な支援を行うことができるよう、公立幼稚園、小・中学校、

高等学校に対して個別の教育支援計画や、指導の目標、内容、方法などを明確にするための個別の指導計画の作成を促進しました。

- ・ 幼稚園や小・中学校、高等学校及び特別支援学校間の連携を深め、就学前から高等学校卒業まで一貫した支援の充実を図るため、引き続き、各学校の特別支援教育コーディネーターを対象とした連絡協議会を開催しました。
- ・ 特別支援教育の一層の充実を図るため、保護者や地域社会への特別支援教育に対する理解啓発に取り組みました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 平成 28 年度も県内全ての公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、特別支援教育コーディネーターの指名及び校務分掌への位置付け、特別支援教育に係る校内委員会の設置、特別支援教育に関する校内研修の実施がなされました。
- ・ 公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、必要な全ての幼児児童生徒について個別の教育支援計画が作成され、その 9 割以上の児童生徒等について個別の指導計画が作成されました。
- ・ 特別支援教育コーディネーターを対象とした連絡協議会において、小・中学校等と特別支援学校の連携や児童生徒等への具体的な支援方法などについて協議を行い、障害のある児童生徒への一貫した支援等に関する有益な情報が共有されました。
- ・ 幼稚園、小・中学校、高等学校において、教職員の専門性の向上や情報引継のシステム等の校内支援体制を充実させることで、就学前から高等学校まで、一貫した支援の充実を引き続き図っていく必要があります。
- ・ 発達障害に対する理解を深めるための保護者向けリーフレットを作成しました。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 引き続き、特別支援学校における教職員の専門性向上のための研修を実施し、特に自立活動に関する専門性の向上を図ることにより、地域内の幼稚園や小・中学校及び高等学校に対するセンター的機能を充実させます。
- ・ 小・中学校に設置されている特別支援学級や通級指導教室を担当する教員を対象に、特別支援学校と連携した実践的な体験研修を引き続き実施し、専門性の向上を図っていきます。
- ・ 特別支援学校と高等学校との人事交流の促進や、高等学校教員の中央研修会への派遣、高等学校における特別支援教育に関する学校訪問や研修の実施など、引き続き、高等学校における発達障害のある生徒への支援の核となる教員の養成を図っていきます。
- ・ 個別の教育支援計画の作成や活用を促すため、様々な研修等の機会を利用して作成方法等に関する理解の促進を図ります。
- ・ 学校間の情報の共有及び引継ぎの促進を図るため、特別支援教育コーディネーターによる連絡協議会等において、個別の教育支援計画を活用した情報の引継ぎ等について協議します。
- ・ 発達障害に対する理解を深めるための保護者向けリーフレットを活用し、発達障害に対する理解啓発を推進します。

《参考》 成果指標（総合計画 2015 における指標）

（上段：目標 下段：実績）

指標名	単位	H 2 6 (現状)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
「特別支援教育コーディネーター等スキルアップ研修」に小・中学校より参加した教職員等の累計	人	773 (H23～H26 の平均)	800	1,600	2,400	3,200
			784	1,485		

＜取組内容＞ インクルーシブ教育システムに対応した特別支援教育の充実（特別支援教育室）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 引き続き、市町教育委員会や県立特別支援学校の担当者を対象とした研修を行い、インクルーシブ教育システム及び障害者差別解消法に基づく合理的配慮等への理解促進を図りました。
- ・ 特別支援学校と小・中学校等の相互理解を図るため、引き続き、特別支援学校と小・中学校等の児童生徒等の交流及び共同学習を実施しました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 研修の実施により、インクルーシブ教育システム及び合理的配慮等について、発達の視点から見た合理的配慮の捉え方と乳幼児期からの連携等の重要な観点について理解が深まりました。
- ・ 特別支援学校と小・中学校等において、交流及び共同学習を延べ 357 回実施し、障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等の相互理解が促進されました。
- ・ 居住地校交流の実施者数は、平成 21 年度から毎年増加していましたが、平成 25 年度からはわずかに減少する傾向となっています。また、実施率（在籍者数に占める実施者数の割合）については 3 割程度にとどまっています。

＜参考＞ 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ インクルーシブ教育システムや合理的配慮及び基礎的環境整備等への理解を進めるため、引き続き、市町教育委員会等の担当者を対象とした研修を行っていきます。
- ・ 居住地校交流を一層推進するため、特別支援学校における実施状況等を把握し、実施方法の改善について検討するとともに、市町教育委員会や小・中学校への啓発を行っていきます。また、小・中学校や特別支援学校の保護者等を対象にした交流及び共同学習に係るリーフレットを作成し、理解啓発を図っていきます。

主な取組⑤ 産業人材の育成

＜取組内容＞ キャリア教育の推進（学校教育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ キャリア教育支援事業として、普通科高校においては学部学科研究や社会人職業講話などを、専門・総合学科高校においては職場見学やインターンシップ、外部指導者による講義、実習指導などを支援し、社会的・職業的自立に向けた基礎的・基本的な能力や勤労観・職業観を育成しました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 社会の変化に伴う産業構造の変化や雇用の多様化が進む中で、社会的・職業的自立に向けた基礎的・基本的な能力・態度の育成と学校から社会・職業への円滑な移行が求められています。
- ・ 高等学校におけるキャリア教育は、自己の将来の在り方や生き方や、勤労観・職業観について考える動機付けとなっていますが、今後は、3 年間あるいは 4 年間を見通した系統的な指導が必要と考えます。
- ・ 小学校や中学校においても、学校の教育活動全体を通じた系統的・体系的なキャリア教育の充実を図る必要があります。

＜参考＞ 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 小・中学校、高等学校の系統性を踏まえ、小学校から高等学校までの 12 年間で体系的にとらえ、計画的なキャリア教育・進路指導が実現できるよう取り組んでいきます。
- ・ 引き続き、キャリア教育支援事業を実施し、各県立高等学校及び各県立中学校の計画的・総合的なキャリア教育の推進を支援します。また、市町立の小・中学校についても、教育課程研修会や新任進路指導主事研修会などにおいて、キャリア教育の意義や重要性について理解の促進を図るとともに、小・中学校 9 年間を通じたキャリア教育の確立に向けた取組を推進します。

- ・ 地域の産業人など外部人材の有効活用やインターンシップの充実など、地域や企業との連携強化を促します。特に工業系高校については産学官の一層の連携強化に努め、長期インターンシップに取り組むなど、ものづくり教育の充実を図ります。

《参考》 成果指標（総合計画 2015 における指標）

（上段：目標 下段：実績）

指標名	単位	H 2 6 (現状)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
キャリア教育支援事業の実績報告書における A 評価（職業観・勤労観の育成に関し、4 段階評価で最も高い評価）の割合	%	77.8	79.0	81.0	83.0	85.0
			77.8	80.6		

＜取組内容＞ 基礎学力の向上及び高度資格取得の推進（学校教育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 工業系高校で高度資格取得を推進する立場にある教員を、専門的スキル向上のための企業派遣研修に参加させ、指導力向上を図りました。
- ・ 熟練技能者やものづくりマイスターによる指導により、教員や生徒が専門的な知識や技術を習得することができ、技能士などの高度な資格取得につながりました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 外部人材の活用や優れた教員の指導により、高度資格取得に対する生徒の意欲を高める必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 専門・総合学科高校で高度資格取得を推進する立場にある教員を対象とした研修を引き続き実施し、教員の指導力向上を図ります。

＜取組内容＞ 産学官連携による人材育成（学校教育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 企業・人材育成研究セミナー、インターンシップ事例研究セミナー、さがものづくり産学官連携推進会議、産学懇談会のシンポジウムなどを活用することで、教員の人材育成に対する意識の向上を図りました。
- ・ 熟練技能者やものづくりマイスターの指導による実技体験、地元企業でのインターンシップなどを推奨することで、社会や地域の発展に貢献できる産業人材の育成を支援しました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 職業意識を深め、自らの適性を見極めることで、生徒が円滑に就労できるよう、引き続き、産学官の連携強化を図りながら産業人材の育成を図る必要があります。
- ・ 専門高校においては、働く意義を理解し、高いコミュニケーション能力と実践的な能力を有する人材を育成する必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議や、さがものづくり産学官連携推進会議などの取組を活用して、産学官連携による産業人材育成はもとより、教員の指導力向上及び技術の伝承を図っていきます。

＜取組内容＞ ものづくり人材育成（学校教育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 工業系高校の長期インターンシップや、小・中学校の児童生徒を対象としたものづくり体験教室を実施し、ものづくりへの意欲の高まりと、専門的な技能・技術の向上を図るとともに、児童生徒のものづくりへの興味・関心と理解を深めました。

- ・ 佐賀県高校生産業教育フェアを実施し、工業系高校をはじめ専門高校生等の学習成果を展示や実演などで紹介し、産業教育への興味・関心を高めるとともに、生徒の主体的な活動や生徒間交流の一層の推進と産業教育の活性化と充実を図りました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 長期インターンシップを実施し、体験した工業系高校生の専門的な技能・技術の向上を図りました。長期インターンシップ受入企業の拡充と地元産業発展のために活躍できる人材育成を目指すために、2年生での参加を促す必要があります。
- ・ 小・中学生のものづくりへの興味関心を一層高めるために、児童生徒がものづくり体験教室に参加しやすい方策を整備する必要があります。
- ・ 佐賀県高校生産業教育フェアには9,623人の来場者がありましたが、中学生の参加を促すための周知を図る必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成29年度の工夫

- ・ 工業系高校へ2年生での長期インターンシップの実施を促すとともに、コーディネーターと各工業系高校の連携を密にし、受入企業数の拡大に努めます。
- ・ 工業系高校生によるものづくり体験教室に多くの児童生徒が参加できるよう、バスを利用できるようにし、対象となる小・中学校の範囲を拡大します。
- ・ 佐賀県高校生産業教育フェアでの展示・実演の内容として、中学生が興味・関心を持ちやすいものを検討するとともに、中学生向けのチラシを作成するなど周知に努めます。

有識者会議での意見（外部評価）

- ・ 不正アクセス事案については、今後こういったことがないように対応をお願いする。
- ・ 不正アクセス事案を受け、足踏み状態になっているが、ＩＣＴ利活用については、大学や社会においても必要不可欠なものとなっているので、進めてもらいたい。その際、ＩＣＴに向いている教科等を見極めながら積極的に取り組んでもらえたらと思う。
- ・ 高校の再編については、縮小を契機と捉え、良い学校づくりをしていくことが重要である。また一方で、高校再編や特色ある学校づくりについては、各学校に委ねられているところがあるので、各高校の取組の強化は不可欠である。
- ・ 県立４校以外の中学校、特に県立中学校と同地域の中学校については、教育環境がどうなっているか検証する必要はあるのではないかな。
- ・ 特別支援教育については、市町教育委員会では適正な教育支援・就学支援を行いながらも、様々な理由から地域で学ばせたい、という保護者もいるので、例えば特別支援学校の分校が設置できればと考える。分校設置について、市町教育委員会と連携を図ってほしい。
- ・ 特別支援学校におけるスクールバスについては、検討等を進めた結果、平成２９年度に運行を開始できたことは、大変良かった。
- ・ 特別支援教育については、教員の確保や質の向上についても成果や課題に加えた方が良いのではないかな。

V 教育活動を支える環境の整備

平成28年度のねらい（平成28年度佐賀県教育施策実施計画より）

優秀な教職員の確保・育成については、教育に対する使命感・情熱に加え、豊かな人間性や実践的な指導力を備えた教職員を確保・育成するとともに、教職員のライフステージに応じた研修の実施による、資質や実践的指導力の向上、また教職員の多忙感の軽減やメンタルヘルスの保持・増進を図ります。

学校施設の整備については、校舎及び非構造部材の耐震化、ユニバーサルデザイン化に取り組むほか、新たに学校施設の老朽化対策に取り組みます。

また、学校における危機管理体制の確立・強化、教職員の危機管理能力の向上を図ります。

信頼される学校づくりのため、学校、家庭、地域が相互に理解し連携しながら、それぞれの立場から学校の教育活動を支援する取組を推進します。

修学支援については、育英資金や各種支援金により負担軽減を図ります。

就職支援については、就職を希望する高校生や学校に対する的確な支援を行います。

平成28年度における主な取組結果（自己評価）

主な取組① 優秀な教職員の確保・育成

<取組内容> 教員採用試験の選考方法・内容等の改善・充実（教育振興課、教職員課）

○ 平成28年度における具体的取組内容

- ・ 優れた人材をより多く確保するため、教員の採用数を増やしました。
- ・ グローバル化に対応するため、英検1級等の特定資格所有者に対して英語特定資格所有者特別選考を導入しました。（中高英語、小学校特別選考英語）
- ・ 普通免許状を有しなくとも特別免許状授与要件を満たす者には社会人特別選考を拡充し、受験機会を拡大しました。
- ・ 特別支援教育への対応のため、特別支援教育専門試験を第一次試験で実施しました。
- ・ 教員志望の学生に対し、教員としての使命感と実践力を育むため、県内の教育現場において、学習指導はもとより学校行事や体験活動などの様々な教育活動に携わる「教育ボランティア活動」を推進しました。派遣学校数は68校で、派遣人数は延べ233人でした。

※ 教育ボランティア活動の派遣数

H26		H27		H28	
派遣学校数	派遣人数	派遣学校数	派遣人数	派遣学校数	派遣人数
44校	119人	56校	196人	68校	233人

○ 成果、課題・問題点

- ・ 採用試験の申込者数が平成28年度実施1200人となり、前年度1169人を上回りました。
- ・ 英語特定資格所有者特別選考での受験者は4人で、2人を採用することができました。
- ・ 特別免許状による社会人特別選考の受験者は2人で全て採用することができました。
- ・ 特別支援学校教諭等の受験者数49人のうち採用候補者名簿登載者は16人で、前年度受験者48人のうち9人の名簿登載者数を上回りました。
- ・ 大量退職期に入り、教員としての適格性を担保しての小学校教諭等の採用数を増やしていくことが必要です。
- ・ 第78回国民体育大会佐賀県競技力向上基本計画 Ver.1.0 に「公立学校教員採用試験における『スポーツ・芸術特別選考』において、受験者の競技実績に加え、指導実績も考慮すること、更に全教科・科目の選考試験においてもスポーツの競技実績や指導実績を考慮することなどにより、優秀な指導者の確保に努める。」と記載されていることへの対応が求められています。

- ・ 特別支援教育へ対応していく実践的指導力を有する教員の確保が必要です。
- ・ 学生にとっては教育活動に直接携わり、児童生徒への支援を通して教職への魅力を肌で感じることができ、教職への意欲を高めることができました。学校にとっても学生の学習支援により児童生徒に対しきめ細かな指導を行うことができました。
- ・ 確かな学力と豊かな心、健やかな体の育成を図るには、教育に対する使命感・情熱に加え、豊かな人間性や実践的な指導力を備えた教職員を確保・育成していく必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 教員採用試験の受験年齢制限を 40 歳未満から 50 歳未満へと緩和しました。
- ・ スポーツ実績加点制度を導入しました。
- ・ 特別支援学校教諭の普通免許状所有者へ第 2 次選考での加点を拡充しました。
- ・ 高等学校教諭等の募集教科・科目の全てにおいて、特別支援学校教諭等の受験を可能としました。

＜取組内容＞ 教職員研修の充実（教育振興課、教職員課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 社会人としての広い視野、豊かな教養、柔軟性に富む職務遂行能力など教員としての資質の向上を図るため、教諭等の民間企業への派遣研修を行いました。
- ・ 教育への信頼を確保していくため、不祥事等の発生防止に向け、服務規律等を理解するための教職員研修を実施しました。
- ・ 教職員の資質向上を図るため、経験年数別研修（初任者研修、3 年経験者研修、10 年経験者研修）、職務別研修、課題別研修に取り組みました。また、研修体系の総合的な見直しを図るために、教職員研修検討ワーキングチーム会議等により、現在の教職員研修の点検・検証の作業を進めました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 民間企業での研修を通して、幅広い経験を積み、教員としての資質の向上を図ることができました。
- ・ 教職員の服務規律の徹底を図り、教職員一人一人の意識改革へ向けた働きかけを行い、万一の不祥事発生時には、厳格で適切な対応に努めます。
- ・ 初任者研修については平成 27 年度からの実施方法の大幅な見直し（校内研修 210 時間→150 時間、校外研修 25 日間→13～14 日間）により、初任者の負担軽減及び児童生徒と向き合う時間の確保を図ることができました。
- ・ 教職員研修を教員のライフステージ及び重要教育課題に対応した研修とするには、教職員研修体系を明確化し、研修を精選することが必要です。また、教育公務員特例法等を一部改正する法律が平成 29 年 4 月から施行されたことにより、「校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（教員育成協議会）」を設置し、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標（教員育成指標）」及び「校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画（教員研修計画）」を策定する必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 教職員研修検討ワーキングチーム会議を引き続き開催して、現在の教職員研修の精選・整理に取り組みます。
- ・ 教員養成を行う佐賀大学等とで構成する「教員育成協議会」を設置するとともに、この中で議論をしながら、教員の職責、経験及び適性に応じた資質の向上を図るために必要な「教員育成指標」を策定し、この指標を踏まえた「教員研修計画」を策定します。

<取組内容> 教職員人事評価制度の活用（教職員課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 教職員の業績や能力、意欲を的確に把握し、教職員個人の能力開発や組織としての成果に結び付け、教職員の業務遂行能力の向上や学校運営の活性化を図るために、平成 28 年 4 月から新たな教職員人事評価制度を実施しました。
- ・ 9 月に、市町立学校長、県立学校長、市町教育委員会教育長などを対象にした評価者研修会を実施しました。
- ・ 11 月に、県立学校教職員の評価結果に対する苦情対応要綱を策定し、実施要領改訂版とともに周知を図りました。また、各市町教育委員会でも苦情相談・苦情処理体制の仕組みづくりを行いました。
- ・ 2 月に、各校長に対して人事評価実施状況調査と校長以外の教職員へのアンケート調査を実施しました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 年間を通して校長と教職員が職務遂行等に関する面談を行うことは意欲喚起の面からも有効でした。
- ・ 校長以外の教職員アンケート結果では、自己目標の達成についての校長評価について、的確及びほぼ妥当と回答した割合は 9 割を超えました。また、苦情相談件数は 0 件でした。
- ・ 校長が行う面談は有効であるが、学校規模による教職員数の違いがあり、時間確保が難しいという意見がありました。
- ・ 校長が教職員を評価する際に、的確に評価するための研修が必要です。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 昨年度に引き続き、校長、市町教育長などを対象にした評価者研修会を実施します。
- ・ 人事評価結果については、スーパーティーチャー、大学院研修、教育長表彰などの候補者選考等の際に利用します。

<取組内容> 意欲や専門性に富んだ人材の活用（教職員課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 各学校の特色ある教育活動の実現・推進を人事配置面から支援するとともに、個々の教員の熱意や創意工夫を教育課題の解決に役立てるため、教員の応募指名制度（F A 制度）を実施しました。
- ・ 平成 29 年度スーパーティーチャーとして、新たに 6 人を認証しました。管理職への昇任、辞退などで平成 29 年度は計 26 人となります。

※ 平成 29 年度スーパーティーチャー内訳

学校	人数	教科・領域及び人数（人）
小学校	13	国語（2）、国語 ICT（1）、道徳（3）、算数 ICT（1）、理科 ICT（1）、外国語（2）、体育 ICT（1）、特別支援（1）、通級（1）
中学校	7	国語（1）、社会（1）、数学（1）、理科（1）、英語（1）、英語 ICT（1）、生徒指導（1）
県立学校	6	国語 ICT（1）、地理歴史（1）、数学（1）、理科 ICT（1）、英語（1）、肢体不自由・自立活動（1）

- ・ 学校課題の解決及び各教科の専門的指導の充実のために、採用試験での大学院特例申請、教職大学院への現職教員の派遣などによる専修免許状取得の推奨に取り組んだ結果、平成 29 年度当初の専修免許状取得者は、816 人となりました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 教員の応募指名制度（F A 制度）は、校長のリーダーシップのもと学校課題解決のために転任教員が転任した学校の核となり、課題解決にあたる等、学校の活性化に役立ちました。

- ・ スーパーティーチャーは、学校や県内各地での各種研修会等で、専門的実践力による授業公開等教員の指導力の向上にあたりました。
- ・ 学校が抱える課題に対応するため、また、児童・生徒が各教科について深い指導が受けられるようにするため、教員採用試験や教職大学院派遣などにより専修免許状取得を継続して推奨していくことが必要です。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 県立学校再編に伴い、新設校活性化のための教員の応募指名制度（F A 制度）を実施します。
- ・ 小学校英語、道徳教育、特別支援教育などへ対応するスーパーティーチャーの認証を進めていきます。

《参考》 成果指標（総合計画 2015 における指標）

（上段：目標 下段：実績）						
指標名	単位	H 2 6 (現状)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
専修免許状を持つ教員数	人	702	730	770	810	850
			733	773		

＜取組内容＞ 教職員の多忙感の軽減に向けた取組（教職員課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 平成 27 年度に教育庁各課・室が学校に対して行った会議、照会などを集計し、平成 26 年度と比較しました。その結果を各課・室にフィードバックするとともに、不断の見直しについて要請しました。
- ・ 20 市町教育委員会で「多忙化対策検討会」が設置されたことを踏まえ、市町からの要請に応じて、県教育委員会から担当者を派遣し、業務改善について、文部科学省の取組、県教育委員会の取組を説明しました。
- ・ 県立学校においては各学校設置の衛生委員会を中心に、教員の多忙化解消に向けて取り組むよう働きかけをしました。
- ・ 学校が抱える課題に対して組織として対応できるよう、副校長、指導教諭、事務主任などの新たな職の配置を拡大しました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 教育庁各課・室に対する調査結果、平成 26 年度 216 回の会議が、平成 27 年度は 180 回（36 回減少）になり、照会は、1041 件が 904 件（137 件減少）になったという結果を各課・室へフィードバックしました。
- ・ 各市町教育委員会設置の「多忙化対策検討会」の構成メンバーについて、管理職のみならず、様々な立場の職員で協議を進めて実効性のある取組となるよう働きかけをしました。
- ・ 指導教諭配置に関しては、小中学校では平成 28 年度 134 人から平成 29 年度 161 人、県立学校では、30 人から 35 人を配置しました。事務主任については、小中学校で 26 人から 27 人配置をしました。副校長については、小・中学校で 12 人から 14 人配置をしました。
- ・ 教員が子供と向き合う時間を確保するためには、教職員個々の業務改善を図るとともに、事務職員等教員以外の職員等を活用し、組織としての対応が必要です。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

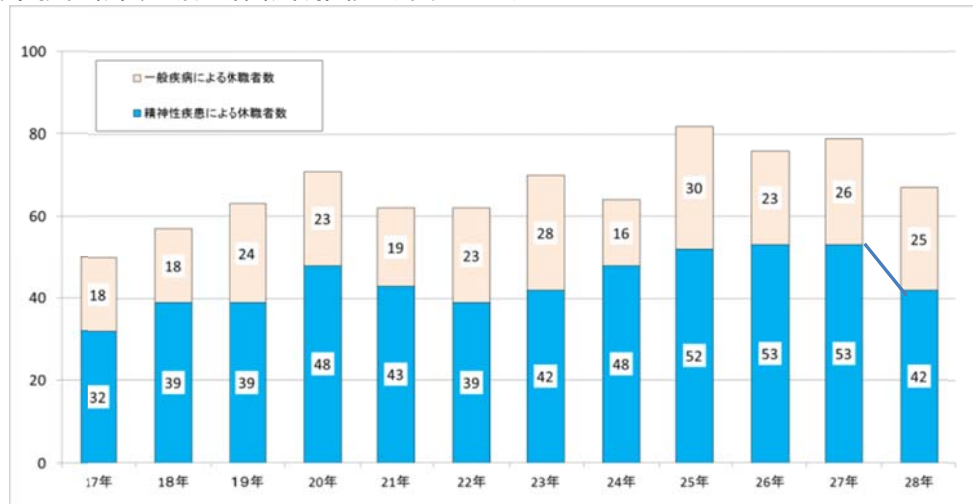
- ・ 各市町教育委員会の「多忙化対策検討会」に参加し、業務改善の好事例等を紹介します。
- ・ 指導教諭、事務主任などの配置拡大を進めます。
- ・ 県教育委員会で県全体の教員多忙化対策の検討を進めていきます。

<取組内容> 教職員等のメンタルヘルス対策の充実（教職員課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ メンタルリーダーを育成するため、メンタルヘルスに関する管理職等を対象とした各種研修を実施し、管理職等の資質向上に取り組みました。
- ・ 各学校において、研修会の実施、職場環境改善の取組、相談窓口の周知に努め、各学校におけるメンタルヘルス対策、特に教職員が自ら行うセルフケア力の向上に活かしました。
- ・ 病気休暇入りの時点から重症化しないよう早期対応に努めた結果、平成 28 年度の教育職員の精神性疾患による病気休職者数は 42 人と、平成 27 年度の 53 人から 11 名（21％）の減少となりました。

※ 佐賀県教育職員の病気休職者推移（単位：人）



（出典）教育職員の病気休職者推移（H17～H28 年度）

- ・ 全ての県立学校及び教育庁等職員を対象にストレスチェックを実施しました。また全ての県立学校に産業医資格を有した医師を産業医として選任し、職場環境の改善及び職員の健康管理の充実を図りました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 本県の教育職員の精神性疾患による病気休職者は、平成 28 年度は 42 人と平成 27 年度の 53 人から 11 名（21％）の減少となったものの、全休職者の中で精神疾患の占める割合は 6 割を超えており、病気休暇・病気休職を減らすには、なお一層の予防的取組が必要です。
- ・ 精神性疾患による休職者は、一旦復職しても再発して休職を繰り返すことが多く、引き続き、復職時の支援を充実させ、再発を予防するための取組が必要です。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ メンタルヘルスに関するセルフケアの向上、管理職等による早期発見・早期対応、県教育委員会及び公立学校共済組合等の相談窓口の積極的な活用などを通して、メンタルヘルス不調の未然防止に努めます。
- ・ 全ての県立学校に産業医資格を有した医師を産業医として引き続き選任するとともに、労働安全衛生管理体制の整備・充実を図り、職場環境の改善及び職員の健康管理等について充実を図ります。
- ・ 病気休暇入りの時点から重症化しないよう、学校の管理職、教職員課人事担当との連携を図りながら引き続き早期対応に努めます。
- ・ 病気休職者の休職に伴う不安を軽減し、円滑な職場復帰や再発防止を図るため、病気休業者支援相談室（通称：ハートプレイス SAGA）並びに職場復帰訓練前及び職場復帰訓練期間中の臨床心理士等によるメンタルヘルス相談を実施し、休職時から復職に向けた支援を充実させます。
- ・ 全ての県立学校及び教育庁等職員を対象にストレスチェックを実施します。

主な取組② 安全・安心、快適で、質の高い教育環境の整備

<取組内容> 学校施設の整備推進（教育総務課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 校舎の耐震化については、鹿島高等学校が完了しました。また、神埼高等学校は平成 27 年度から全面移転改築を進めており、平成 28 年度から基本設計を行い、引き続き、平成 29 年度にかけて造成工事、実施設計を行っていきます。
- ・ 非構造部材の耐震化については、屋内運動場等における吊り天井撤去工事を 1 校（1 棟）、照明灯補強工事を 1 校（3 棟）実施しました。
- ・ 老朽化対策の取組として、学校施設の計画的な保全（長寿命化）に関する基本的な方針を策定することとしていましたが、策定に当たって考慮すべき、「佐賀県県有施設長寿命化指針」及び「長寿命化計画策定に係る解説書」の策定が年度末にずれ込んだことで、年度内に基本的な方針を策定できませんでした。そのため、平成 29 年度中に策定することとしています。
- ・ ユニバーサルデザイン化整備については、耐震改築に合わせて、鹿島高等学校にエレベーターの設置や多機能トイレを整備しました。
- ・ 平成 27 年 10 月に策定された特別支援教育第三次推進プランに基づく整備については、特に児童生徒の増加が顕著な大和特別支援学校において、校舎（普通教室）を増築しており、平成 29 年 11 月に工事完了予定となっています。
- ・ 鹿島高等学校の教室棟の耐震改築に合わせて、屋上に太陽光発電装置を設置しました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 耐震化未完了の校舎等については、計画に沿って進めていく必要があります。なお、神埼高等学校の移転整備については、軟弱地盤の中での大規模な造成工事を要するため、県土整備部の支援を得ながら、円滑に工事着手できるよう調整を図る必要があります。
- ・ 公立小中学校で耐震化未完了がある市町へは、できる限り早く耐震化が完了するように取組を促していく必要があります。
- ・ 老朽化対策の取組としては、基本的な方針を策定するとともに、個別施設毎の整備計画を検討する必要があります。
- ・ 児童生徒数が増加傾向にある知的障害特別支援学校については、児童生徒数の推移や教室の使用状況を注視しながら、各特別支援学校の状況に応じて、本校の整備や分校設置について検討する必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 耐震化に係る神埼高等学校の移転整備については、県土整備部の他、神埼市や地区区長とも調整や連携を図り、事業進捗に取り組みます。
- ・ 耐震化未完了がある市町へは、必要な情報提供や助言などにより早期完了についての働きかけを行っていきます。
- ・ 老朽化対策では、他県の取組状況の情報収集、県有施設や財政等の関係所管課と連携して取り組みます。
- ・ 特別支援学校の分校設置の検討に当たっては、市町立の小中学校の空き教室の活用などを念頭に市町教育委員会と調整及び連携を図っていきます。

《参考》 成果指標（総合計画 2015 における指標）

（上段：目標 下段：実績）

指標名	単位	H 2 6 (現状)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
長期保全計画の策定・整備			計画策定 9 月まで	基本方針の 策定・調査・ 計画（第Ⅰ 期）策定	調査・計画 （第Ⅱ期）策 定・第Ⅰ期に かかる整備	調査・計画（第 Ⅲ期）策定・第 Ⅰ期及び第Ⅱ期 にかかる整備
			策定期間の 見直し	調査		

＜取組内容＞ ICT 環境の整備（教育総務課、教育情報化支援室）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 佐賀県教育情報システム（S E I - N e t）の運用・機能強化を行いました。
- ・ 学校教育ネットワークに対する不正アクセス事案を踏まえ、原因となった問題点について必要な手立て及び強化策を講じました。また、佐賀県学校教育ネットワークセキュリティ対策検討委員会の提言を踏まえ、今後の情報セキュリティ対策について、佐賀県学校教育ネットワークセキュリティ対策実施計画を策定しました。
- ・ 特別支援学校及び担当教職員の情報端末の更新を行いました。
- ・ これらの取組により安全・安心な学校施設の整備を図りました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 佐賀県教育情報システム（S E I - N e t）の利便性の改善・機能強化、利用者ニーズや新たな課題への対応を行う必要があります。
- ・ 情報セキュリティ対策にしっかりと取り組むことにより、生徒・保護者の不安解消と県民の信頼回復に努めていく必要があります。
- ・ 学習用 P C 等の操作指導やトラブル等への教育現場の状況に則した対応、快適な動作環境に必要な学習用 P C 等 I C T 機器の計画的更新などを行う必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 佐賀県教育情報システム（S E I - N e t）の機能強化による、校務負担の軽減に取り組みます。
- ・ 佐賀県教育情報システムの運用期間が平成 30 年度末に終了することから、当該システムの更新に当たっては、学校教育ネットワークに対する不正アクセス事案を踏まえ、更新時にこそ取り得る情報セキュリティ対策について検討し、基本設計を実施します。
- ・ 佐賀県学校教育ネットワークセキュリティ対策実施計画に基づき情報セキュリティ対策に取り組むとともに、その取組状況等について情報を開示します。
- ・ 引き続き、学習者用 P C 購入時の費用の一部を補助するとともに、学習用 P C や電子黒板など I C T 機器の操作に対する助言、軽微なトラブル対応などのためのヘルプデスクを設置し、現地員を各県立学校に配置します。
- ・ 県立学校での教育活動の充実に向けた、機器整備と機能強化を行います。

＜取組内容＞ 学校の安全管理の充実（保健体育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 各学校の学校安全計画策定に対して指導・助言を行うとともに、学校内や通学路の安全について対策を講じるよう指導しました。
- ・ 学校安全教育指導者研修会を実施し、児童生徒の学校安全（生活・交通・災害）について講演や演

習を行いました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 各学校は、日頃から学校内や通学路の安全点検を行うなどして、安全の確保に努めることができたが、平成 28 年度に教育委員会に報告があった学校管理下での発生事故は、生活事故 144 件、交通事故 227 件であり、学校管理下の事故の減少のためには、教職員の資質の向上はもちろん関係機関・地域との連携や協力の推進の必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 引き続き、各学校の学校安全計画策定に対する指導・助言、学校内や通学路の安全対策について指導します。
- ・ 学校安全教育指導者研修会を実施し、学校安全についての講義・演習等を行い、学校等における安全教育及び安全指導体制の充実・整備を図ります。

<取組内容> 学校の危機管理体制の整備・充実（教育総務課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 県の関係課等を通じて公立学校から報告される危機管理対象事案について、適宜関係課等と連携を図りながら、指導や助言などを行いました。
- ・ 学校現場における危機管理体制の整備、教職員の危機管理意識向上に資するため、校長、教頭、事務長など管理職等を対象とした研修会をはじめ、10 年経験者研修や学校に新たに配属される臨時的任用職員などに対する研修会等において、危機管理に対する意識の醸成や県の対応方針などについての説明を行いました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 学校から報告のあった約 170 件の危機管理対象事案への適切な対応に寄与した他、10 回にわたる各種研修会では、延べ約 1,200 人の教職員が参加し、事後アンケートでは「危機管理の重要性を改めて理解した。」等の記載がみられるなど、教職員の危機管理意識の向上がみられました。
- ・ 一方、児童生徒を巻き込んだ様々な事件・事故や予期せぬ自然災害が度々発生していることから、児童生徒が安全にかつ安心して学校生活を送れるよう、これまで以上の体制づくりが強く求められています。
- ・ そのため、各学校においては、家庭、地域の関係機関・団体等と連携し、保護者や地域住民に対して危機管理への理解と協力を求め、学校の安全・安心の確保に一層努めるとともに、管理職をはじめとするすべての教職員が危機管理意識の更なる向上に努めていく必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 県教育委員会で作成している「教育現場における安全管理の手引き」や各種マニュアル類、更に各学校における危機管理マニュアルの点検や見直しを進め、引き続き、学校における危機管理体制の一層の充実に努めます。
- ・ 危機管理マニュアルの整備だけでなく、危機を想定した訓練等の積極的な実施、教職員の危機管理意識向上のための校内研修等の実施をするよう指導します。

主な取組③ 信頼される学校づくりの推進

<取組内容> 学校組織マネジメントの確立（教育振興課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 学校経営が組織として機能的に行われるよう、校長等を対象とした学校組織マネジメントに関する研修、中堅教員を対象とした研修などを大学とも連携しながら実施しました。
- ・ 県立学校に 151 人の学校評議員を配置するとともに、学校評議員研修を実施しました。
- ・ すべての公立学校で学校評価を実施し、学校経営における現状の課題等を明確にし、改善のために

活用しました。評価計画及び結果については、県立学校では学校ホームページに掲載するなど、すべての学校で公表しました。

- ・ 学校評価分析委員会において、「保護者等の学校評価への理解を深め、更に関わってもらうための周知等の取組」や「学校運営の改善により活用するための方策」について意見を聴取しました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 学校評価を学校運営の改善に活用できたと回答した学校数の割合が、平成28年度は65.6%でした。
- ・ 校長等のマネジメント力を高め、学校経営の改善を図ることができ、また、学校評議員の活用を図ることで、開かれた学校づくりや信頼される学校づくりを推進することができました。
- ・ 引き続き、学校評価や学校評議員を学校運営改善に向けて有効に活用していく必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成29年度の工夫

- ・ 学校評価が学校運営改善のツールとして有効に活用されるよう、自己評価や学校関係者評価の更なる活用方法等について学校評価分析委員会において検討を行い、市町教育委員会や県立学校に情報提供を行います。

《参考》 成果指標（総合計画2015における指標）

（上段：目標 下段：実績）						
指標名	単位	H26 (現状)	H27	H28	H29	H30
学校評価を学校運営の改善に活用できたと回答した学校数の割合	%	— ※25年度間	調査開始 ※26年度間	前年度以上	前年度以上	前年度以上
			64.5	65.6		

主な取組④ 誰もが安心して学ぶことのできる環境整備

＜取組内容＞ 修学支援の充実（教育総務課）

○ 平成28年度における具体的取組内容

- ・ 県立高等学校における授業料の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に資するため、17,069人（全体の87.6%）の県立高等学校の生徒に対し、公立高等学校就学支援金を支給しました。
- ・ 授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、修学旅行費等）に支援するために3,028人（全体の15.5%）の生活保護受給世帯及び市町村民税所得割額非課税世帯の県立高校生の保護者に対し、奨学のための給付金を支給しました。
- ・ 引き続き、高校生の修学にかかる経済的負担に対応した貸与を実施しました。
- ・ 県立高等学校に入学するすべての生徒が学習用PCを購入することに伴い、負担軽減を図るため、引き続き、育英資金の入学一時金の増額及び購入費貸付制度を行いました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 公立高等学校就学支援金及び奨学のための給付金を支給することで、保護者の経済的負担の軽減が図られ、教育の機会均等に寄与することができました。
- ・ 奨学のための給付金の支給時期が在学状況の確認等のため毎年11月末となっていますが、保護者の負担軽減をより一層図るために早期支給の検討が必要です。
- ・ 育英資金の平成28年度の新規貸与者数は870人であり、平成24年度に制度拡充する前と比較して約13%増加しています。
- ・ 学習用PC購入費貸付制度の平成28年度利用者は、入学者の約1割にあたる590人であり、前年度の568人より若干増加しました。

- ・ 育英資金については、今後とも必要な時に必要な人が活用できるよう、制度の周知に努める必要があります。
- ・ 貸与者からの返還金については、返還指導等に取り組み、引き続き、適切な運営を確保する必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 高等学校入学時に学用品購入などの支出が集中するため、奨学のための給付金の支給時期を 9 月末に支給できるよう見直すこととしています。

主な取組⑤ 雇用・経済情勢への対応

＜取組内容＞ 就職支援の充実（学校教育課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ キャリア教育の推進やインターンシップ等の促進により生徒の企業理解を深めるとともに、専門的な知識や技能・技術の向上を図りました。
- ・ 佐賀労働局、知事部局と連携し、県内の経済 4 団体に求人票の早期提出を要請するとともに、新規高卒者の積極的な採用及び魅力ある職場づくりをお願いしました。
- ・ 関係機関と連携し、県内企業説明会や進路ガイダンスを開催するなど、就職相談・支援を実施しました。
- ・ 就職を控えた高校 3 年生を中心に、熟練技能者や卒業生などを学校に招き、産業界の求める人材、働く上での心構えなどについて学ぶ機会を設けました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 平成 28 年度に工業系高校で希望者が 10 日間の長期インターンシップを実施したことで、企業理解を深め、専門的な知識や技能・技術の向上を図ることができました。
- ・ 平成 29 年 3 月末の就職内定率は 99.3%と、前年同期と比べ、0.6 ポイント増加し、過去 5 年間で 2 番目に高い内定率となりました。
- ・ 景気は緩やかに回復して行くことが期待できますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響などにも留意しながら、引き続き、生徒の就職支援に学校を挙げて取り組んでいく必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 生徒、保護者に県内企業の魅力等について理解を深めてもらうため、関係機関と連携した県内企業説明会や進路ガイダンスなど、県内企業の魅力等の更なる周知に取り組みます。

《参考》 成果指標（総合計画 2015 における指標）

（上段：目標 下段：実績）

指標名	単位	H 2 6 (現状)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
専門高校での 10 月末における就職内定率	%	86.3	86.3 以上	86.3 以上	86.3 以上	86.3 以上
			88.6	89.5		

有識者会議での意見（外部評価）

- ・ 教員の採用数を増やすことが優れた人材をより多く確保することとイコールではないので、優れた人材を選抜することについては、引き続き取り組んでほしい。
- ・ 平成 29 年度より教員育成協議会を設置するという事で、教員研修については、この協議会で固まってくと思うので、重点的に取り組んでもらいたい。
- ・ 教員の資質・能力の向上につながる研修については、教育センターが担っているところは大きいと思うので、各課において教員の資質・能力の向上の取組や、教職員研修体系の策定の際には、教育センターを含めた大きなところで行ってもらいたい。
- ・ 新たな人事評価制度については、面談の重要性を感じており、面談による適正な評価の結果が苦情相談件数 0 につながっていると思っている。ただ、人事評価制度は、始まったばかりである。評価者研修では、評価を行っている校長の実践発表の場を設けることは、更なる適正な評価に当たってより良い研修となるのではないか。
- ・ 先生の評価については、能力のある職員をより評価して、先生同士がもっと切磋琢磨できるようにしてもらいたい。
- ・ 教員専修免許状取得者を増やす取組は必要だと感じているので、この取組については、引き続き取り組んでもらいたい。
- ・ 多忙化対策検討会が設置されたとのことだが、学校だけではなく、地域の人々にも知ってもらうべき。これ以上先生たちが疲弊すると、質の良い授業がキープできなくなる。そのために、地域でできることを地域の人々と考えていくことは必要ではないか。
- ・ 就職においては、県外流出の割合が大きい。教育する側としても人口の維持・活性化については考えた方がよいのではないかと思う。ただ、教育委員会だけでは難しいと思うので、Uターンする人への優遇措置等を知事部局と連携しながら考えてほしい。

VI 文化財の保護

平成28年度のねらい（平成28年度佐賀県教育施策実施計画より）

ふるさとの文化財は、今もなお地域の人々の心のよりどころとなるものです。しかしながら、価値観が多様化した現代にあっては、ややもするとその認識が薄れ、後世に引き継がれなくなってしまうおそれがあります。

このため、地域に伝えられてきた文化財について、そのすばらしさを再発見・再認識し、価値ある文化財を後世に伝えていく必要があることから、埋蔵文化財をはじめ、各種文化財の調査を行い、重要なものについては保存・整備し、活用していきます。

平成28年度における主な取組結果（自己評価）

主な取組① 文化財の調査・保存

<取組内容> 県内文化財の調査と適切な保存（文化財課）

○ 平成28年度における具体的取組内容

- 文化財保護については、開発担当部局との連携が重要ですが、文化財の重要性とその保護の仕組みについての理解を促進するため、開発担当部局職員を含む県庁の全職員を対象としたeラーニングを制作し、公開しました。そして、重要性と保護の仕組みを理解し実践する上でより効果があがるよう、年度当初や予算編成時期などに受講を促しました。
- 吉野ヶ里遺跡の発掘調査では、平成24年度からこれまでの調査成果を報告し、総括する報告書を作成していますが、平成28年度は弥生時代の墓地に関する成果をまとめた調査報告書を作成し、平成27年度から行っていた権力者が埋葬された墳丘墓以外の墓地の報告を終了しました。

○ 成果、課題・問題点

- 開発内容が具体化する前に、開発担当部局から、文化財保護との調整を申し出る事例が増え、文化財保護についての職員の意識が向上しました。
- 吉野ヶ里遺跡の発掘調査では、弥生時代の墓地に関する情報を、報告書の作成と配布により全国に発信することができ、吉野ヶ里遺跡に対する理解を醸成しました。
- 一方で、今後、吉野ヶ里遺跡の重要な調査成果の一つである墳丘墓の報告書や、新しい調査成果を踏まえた弥生時代の遺跡の変遷とそれに基づく社会変化の解明、九州北部地域や全国からみた吉野ヶ里遺跡の位置づけといった弥生時代の歴史的評価等をまとめた総括報告書を作成する必要があります。
- 発掘調査に伴う出土品については、かねてから収蔵施設の確保が懸案となっています。

<参考> 課題・問題点に対する平成29年度の工夫

- 吉野ヶ里遺跡の発掘調査では、墳丘墓に関する報告書を作成するとともに、調査指導委員会の指導・助言を得ながら、弥生時代の歴史的評価を明らかにする総括報告書の作成に向けた整理作業を行います。
- 出土品等の展示、貸出及び保存活用により、文化財の保護・公開に取り組みます。また、出土品の収蔵施設については、関係機関とも協議し、施設の確保について検討を行います。

主な取組② 文化財の整備・継承

<取組内容> 指定文化財の整備と後世への継承（文化財課）

○ 平成28年度における具体的取組内容

- 国及び県文化財指定等に向けた調査及び関係機関との調整等を行い、文化財の保存継承に取り組みました。
- 有田町が実施する「有田異人館」の保存修理や鹿島市が実施する「鹿島城大手門」の保存修理などの事業に技術的・財政的支援を行いました。
- 熊本地震により被災した「旧筑後川橋梁」や「多久聖廟」の災害復旧事業、「川打家住宅」の美装

化事業などに技術的・財政的支援を行いました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 国・県指定等の文化財として新たに8件が答申を受け、ユネスコ無形文化遺産として1件が登録され、貴重な伝統文化の継承に寄与しました。
- ・ 「有田異人館」の保存修理及び同敷地内の土蔵の整備が終了し、文化財としての価値の明示と適切な保存や情報発信など今後の活用に係る拠点が完成しました。
- ・ 「多久聖廟」や「川打家住宅」の復旧が完了し、文化財としての適切な保存に加え、来場者の安全性を確保することができました。
- ・ 県民自らが故郷の歴史や文化の素晴らしさを再発見・再認識し、地域の文化を発展させるためには、価値ある歴史的な文化財を後世に伝えるとともに、そのための調査研究を行い、積極的に公開・活用していく必要があります。
- ・ 少子高齢化の急速な進展による次世代の文化の担い手不足の懸念から、伝統文化の継承が難しくなっており、その継承や後継者育成に資する事業を支援する必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成29年度の工夫

- ・ 引き続き、劣化・毀損が進んでいる貴重な文化財について、早急に修理・保存対策を講じます。主なものとしては、神埼市が実施する「伊東玄朴旧宅」の保存修理事業への支援や、上峰町が実施する「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林」の保存環境の向上を図る事業への支援などがあります。
- ・ 風俗慣習や民俗芸能など地域の文化を再認識し、その継承や後継者育成のために、文化財の指定を受けた民俗芸能の用具新調事業への支援など必要な施策を講じます。

※ 新たに答申・登録された文化財

種 別	名 称
国指定	史跡「東名遺跡」
県指定	重要文化財「旧唐津銀行本店」、「桜馬場遺跡出土遺物（平成19年度調査分）」 重要無形民俗文化財「綾部八幡神社の旗上げ神事・旗下ろし神事」
国登録	登録有形文化財「旧百崎家住宅主屋」、「中野家住宅主屋・水槽・上の取水口・下の取水口・門柱・石垣」、「大隈重信記念館」、「大谷川隧道」
世界無形文化遺産登録	「山・鉾・屋台行事」（唐津くんちの曳山行事）

＜取組内容＞ 三重津海軍所跡の発掘調査・整備の促進（文化財課）

○ 平成28年度における具体的取組内容

- ・ 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」として世界遺産に登録された三重津海軍所跡について、佐賀市教育委員会が行う発掘調査に対して人的、技術的及び財政的な支援を行いました。
- ・ 佐賀市が行っている三重津海軍所跡の整備基本計画策定（保存・整備・活用に関する計画）について助言しました。また、文化庁、内閣官房と調整を行いました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 船屋地区の発掘調査によって、建物跡と考えられる柱列を確認するなど、海軍所に関する新しい知見が得られました。
- ・ 三重津海軍所跡の整備基本計画については、策定委員会が4回開催され、策定に向けた作業が進められました。
- ・ 世界遺産登録効果は登録後数年と言われており、発掘調査による遺跡の内容確認、それに基づく整

備を促進し、公開・活用を早期に進めていく必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 引き続き、三重津海軍所跡の発掘調査・整備・活用を行う佐賀市を、文化庁、内閣官房と調整しながら支援します。また、具体化してきたガイダンス施設は、遺跡の整備・活用の核となる施設であり、佐賀市の施設整備の取組について積極的に支援します。主なものとしては、「船屋地区・稽古場地区の発掘調査への支援」「整備基本計画・ガイダンス施設基本計画策定への支援」などを行います。

＜取組内容＞ 文化財に対する県民の理解（文化財課）

○ 平成 28 年度における具体的取組内容

- ・ 文化財に対する県民の理解を促進するため、県教育委員会と佐賀大学との共催で、平成 28 年 11 月 20 日に、佐賀大学において県内の近年の発掘調査の成果を紹介する「発掘された佐賀 2016－佐賀県発掘調査成果速報－」を開催しました。この発表会では、佐賀大学教授の基調講演の後、佐賀市、唐津市、伊万里市及び佐賀県が実施した発掘調査の成果を紹介しました。

○ 成果、課題・問題点

- ・ 「発掘された佐賀 2016－佐賀県発掘調査成果速報－」には約 100 名の参加者があり、おおむね好評を得られました。また、小規模ながら会場の一角で出土遺物のミニ展示を行うことも出来ました。ただし、事前の P R などに課題が残りました。
- ・ 本県には、吉野ヶ里遺跡・名護屋城跡・基肄城跡などの史跡の他、有形文化財、民俗文化財、伝統的建造物群など、重要な文化財が多数所在しています。これらの文化財は、地域の誇りと愛着をもたらす精神的拠り所となるとともに、個性豊かな地域の歴史・文化環境を形作る重要な資産であり、その重要性について今後も様々な機会を利用して、県民の理解を深めていく必要があります。

《参考》 課題・問題点に対する平成 29 年度の工夫

- ・ 平成 29 年 7 月 9 日に、発表会「発掘された佐賀 2017－佐賀県発掘調査成果速報－」を予定しており、記者投込みを行うとともに市民講座等で P R を行ったり、博物館・美術館施設等にチラシをおくなど様々な方法で事前の周知を図ります。また、出土遺物の展示を充実させるため、発表会前後の 10 日間、佐賀大学美術館のギャラリーを借り、「発掘された佐賀 2017－佐賀県発掘調査成果展－」を開催します。

有識者会議での意見（外部評価）

- ・ 三重津海軍所跡では、3D 映像などが更に充実してきており、様々な工夫が感じられる。文化財の維持・保全は、子供たちの郷土愛の醸成にも繋がると思うし、今後とも関係団体と連携しながら更なる取組をお願いしたい。
- ・ 子供たちが余りにも住んでいる地域について良さを知らなすぎている。まずは、自分たちの住んでいる町の文化遺産を知ってもらうことは大事だと思う。もっと子供たちが文化遺産を身近に感じられる取組を考えてほしい。
- ・ 県民に P R する活動を継続して行っていくことと、もっと幅を持った取組、例えば義務教育の生徒に対する取組などを行っていけないか。
- ・ 東名遺跡についても P R が中々できていないと思うので、今後の P R 方法を考える必要があるのではないかな。

「平成28年度佐賀県教育施策実施計画」に基づく取組の実績全体に対する有識者会議での意見 (外部評価)

- ・ 高校卒業生の離職率が高いという問題がある。今後は、初職から離職することを念頭においた高校の進路指導をしていく必要があるのではないかと思う。再就職の方法をいくつか用意しておくことと、再就職のための人付き合いができるような力を身に付けさせることが大事である。
- ・ 高校においては、中途退学者問題がある。退学した後についてもサポートしていく取組を知事部局が行っているが、そこだけでは難しい部分もあるのではないか。高校再編や特色ある学校づくりの問題にしても、15歳から18歳の子供たちの未来を県が一丸となって作っていくという取組が不可欠ではないかと思う。それが見えてくる取組が出てくれば、佐賀県は若者を大事にしている県だと思われるのではないか。

用語解説

「平成２８年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」の「２ 「平成２８年度佐賀県教育施策実施計画」に基づく取組の実績に関する点検・評価」（Ｐ６～Ｐ５８）における用語の解説を記載します。

※ 複数箇所に出てくる用語については、最初に出てきた箇所に準じて記載。

I 確かな学力を育む教育の推進

ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

全国学力・学習状況調査（全国調査）

文部科学省が、全国的な子供たちの学力状況を把握するために、平成 19 年度から実施している調査。国・公・私立学校の小学 6 年、中学 3 年（原則として全児童生徒）を対象に、教科に関する調査（国語、算数・数学）と生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査が実施される。

佐賀県小・中学校学習状況調査（県調査）

佐賀県が、県内の児童生徒の学力状況を把握するために、平成 14 年度から実施している調査。4 月は小学 5・6 年、中学 1～3 年を対象に、教科に関する調査（国語、算数・数学）と児童生徒及び教師への意識調査を実施。12 月は小学 4～6 年、中学 1・2 年を対象に教科に関する調査（国語、算数・数学、社会、理科、英語（中学のみ））を実施。

PDCA サイクル

全国調査や県調査等の結果を活用し、児童生徒の学力向上に向け、計画(plan)、取組(do)、結果分析(check)、取組の見直し(action)を繰り返し行い、継続的に学力向上に向けた取組の改善を図るための手法。佐賀県では、年 2 回のサイクルで実施。

佐賀県学力向上対策検証・改善委員会

大学関係者、有識者、保護者、教育関係者等からなる組織で、全国・県調査の結果から学力向上に向けての課題を抽出し、指導方法等の検証・改善、学校等の取組状況の成果検証を行う。

学力向上推進教員

高い教科指導力があり、また学力向上を支える学級経営等、幅広い知見を有する教員で県内 10 校に各 1 名配置。勤務校に週 3 日、勤務校以外の支援校（1～2 校）に週 2 日勤務し、チームティーチングによる授業改善やモデル授業を行い、教員へ指導力向上のための助言や学校の改善計画等各学校の課題に応じた支援を継続的に行う。

理科専科指導教員

専門的な知識や技能が必要となる小学校 5・6 年生の理科において、よりきめ細かな指導を行うため、指導方法の工夫改善に取り組む学校に配置している教員。理科専科指導教員と学級担任の 2 人による学習指導を行っている。

学力向上フォーラム

家庭・地域の教育力向上のため、県内 2 か所の市町教育委員会との共催及び佐賀県 P T A 連合の後援を受け開催。開催市町の課題改善に向けた講演や先進的な取組についての実践報告などを行う。

アクティブ・ラーニング

従来の教員による説明を中心とした受け身の学習から、アクティブ・ラーニングの視点での児童生徒による能動的な学習や授業の改善が求められている。アクティブ・ラーニングの視点とは「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の 3 つの視点があげられている。

英語教育推進リーダー

国が実施する養成研修（英語教育推進リーダー中央研修）を受講し、最新の英語指導法を習得した教員。

英語教育専科指導教員

今後の小学校英語教育を推進していくリーダーとして、配置校における外国語活動の模範的な授業実践や、校内外における研修等の講師や実践事例の発表等を通して、域内の教員の指導力向上や校内の指導体制の充実を図っている。

小学校低学年（第 2 学年）における小規模学級又はチームティーチングによる指導の選択制

確かな学力の定着の基盤となる基本的な生活習慣や学習習慣を身につけることを目的として、小学校第 2 学

年において 36 人以上の学級がある学校に教員を 1 人加配し、小規模学級又は複数の教師が指導にあたるチームティーチングのどちらかを市町教育委員会が学校の実情に応じて選択できるようにしている。

中学校第 1 学年における小規模学級又はチームティーチングによる指導の選択制

中学校第 1 学年において不登校などの発生件数が急増する、いわゆる「中 1 ギャップ」を解消し、学力向上の前提となる生徒指導面の充実を図るとともに、個に応じた指導の充実を図るため、平成 21 年度から行っている。学校の実情に応じて、35 人以下の小規模学級やチームティーチングを選択し、きめ細かな指導のための環境整備をしている。

高校教育改革プロジェクト会議

入学者選抜制度の検証や高等学校の学科の在り方など、佐賀県立高等学校・中学校の教育課題の抽出と解決に向けた研究を行うため、県教育委員会、小中学校校長会、市町教育委員会、県立学校校長会等で組織し設置した会議。

佐賀大学教育学部、佐賀大学大学院学校教育学研究科及び佐賀県教育委員会の連携・協力

平成 28 年 5 月締結（原協定は平成 17 年 1 月締結）の佐賀大学教育学部、佐賀大学大学院学校教育学研究科及び佐賀県教育委員会の連携・協力協定に基づき、教員の養成及び資質・能力の向上、学校教育上の諸課題への対応及び生涯学習の推進を図り、もって佐賀県の教育の充実・発展に寄与することを目的として実施する。

Ⅱ 豊かな心を育む教育の推進

佐賀県いじめ防止基本方針

平成 25 年 9 月に施行されたいじめ防止対策推進法に基づき、国のいじめ防止基本方針も参酌し、本県における更なるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として平成 26 年 9 月に策定した。平成 28 年 10 月に一部改訂。

ふれあい道德教育

学校、家庭、地域が連携した道德教育の推進を目的に、県内全ての公立小中学校において、保護者や地域の方々に道德の授業を公開するとともに各学校が自校の道德教育の取組を紹介している。

特別の教科である道德

学習指導要領の一部改正等により、従前の道德の時間が「教科」として位置付けられた。道德の時間については、体系的な指導により学ぶという他教科に共通する側面がある一方で、教科の免許にかかわらず学級担任が指導することが望ましく、また、数値などによる評価はなじまないと考えられるなど他教科にはない側面もあることから、「特別の教科」とされている。

道德教育推進教師

学校における道德教育の推進を主に担当する教師。道德教育は、学校の教育活動全体で取り組むものであり、学校が組織体として一体となって進める必要があることから、平成 20 年告示の学習指導要領からすべての小・中学校に位置付けるよう示された。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害等の身体的能力、言葉や文化の違いにかかわらず、すべての人にとって、できるだけ利用可能なものであるようあらかじめ考え、製品や建物、環境、サービス、制度などを設計・計画するという考え方。ユニバーサルデザイン教育は、こうした考え方を踏まえて、相手を尊重する心や思いやりの心を育むことを目指している。

子ども離島交流事業

参加する児童生徒の生きる力を育むとともに、自分の住む地域の良さを再認識し、地域についての理解や地域行事へ積極的に参加しようとする態度の育成を目的に、高島、馬渡島、加唐島及び小川島のいずれかの島で 1 日、島内外の小中学生が交流学習や体験学習を行う。

性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ、性的少数者）

次の「LGBTQ」などの人を総称して表す言葉。

L＝レズビアン（性自認が女性で、女性を好きになる人）

G＝ゲイ（性自認が男性で、男性を好きになる人）

B＝バイセクシャル（女性も男性もどちらも好きになる／性別を問わずに好きになる人）

T＝トランスジェンダー（生まれた時に割り当てられた性別とちがう生き方をする人）

Q＝クエスチョニング（性のあり方が何に分類されるのか考え中／決めたくない）

このどれかに分類されないといけないわけではない。

スクールカウンセラー

臨床心理士や精神科医など、児童生徒の臨床心理に関し高度な専門的知識や経験を持ち、問題を抱える児童生徒やその保護者、関係する教職員へのカウンセリングを通して、問題の解決を支援する。

スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を持ち、児童生徒が抱える問題を解決するため、関係機関等とのネットワークの構築や保護者に対する支援等、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ支援する。

適応指導教室

心理的・情緒的理由により登校できない状況にある児童生徒に対して、個別及び小集団での相談や支援を行い、他者と関わり合う活動を通して自立を促しながら集団生活に適応する力を育み、学校や社会への復帰をめざすための施設。県及び県内 17 市町が設置している。

心のテレホン

不安や悩みを抱える児童生徒及び保護者等を対象とした、365 日 24 時間対応の電話相談窓口。専任の相談員が電話相談を行う。

いじめホットライン

いじめ問題に悩む児童生徒及び保護者等を対象とした、365 日 24 時間対応の電話相談窓口。専任の相談員が電話相談を行う。

学校評価

児童生徒がより良い教育活動を享受できるように、学校が学校としての目標や取組等の達成状況を明らかにして、その結果をもとに学校運営の改善を図るために行うもの。学校評価の適切な実施や効果的な公表を行い信頼される学校づくりを進めていくとともに、学校に関わる多くの人と連携を図ることにより、開かれた学校が実現される。

生徒指導支援員

問題行動等、生徒指導上の諸問題の早期解決等に向け、主に少年犯罪に関する法的な知識と非行少年対応等の経験を有する元警察官を教育事務所・支所に生徒指導支援員として配置し、専門的な見地から児童生徒への指導や教職員・保護者への助言を行う。

Ⅲ 健やかな体を育む教育の推進

学校保健計画

学校保健安全法第 5 条で策定・実施が定められているもので、児童生徒及び職員の健康の保持増進を図るため、「保健管理」「保健教育」「保健組織活動」の各領域にわたって作成する総合的な基本計画であり、毎年度、各学校が作成している。

学校安全計画

学校保健安全法第 27 条で策定・実施が定められているもので、児童生徒等の安全の確保を図るため、安全教育に関する事項、安全管理に関する事項、安全に関する組織活動について作成する総合的な基本計画であり、毎年度、各学校が作成している。

スポーツチャレンジ

小学生が運動に対する意欲を高め、仲間と共に運動に親しむ契機になることを目指して、クラス単位で記録に挑戦し、ウェブ上でランキングを競う運動。平成 25 年度からスタートし、種目は「8 の字とび」「ドッジボ

ールラリー」「みんなで輪くぐり」「マラソン選手にちょうせん」「れんぞく馬とび」「たてわりでちょうせん 8 の字とび」の 6 種目がある。

佐賀県がんの教育に関する協議会

学校におけるがんの教育を推進するために、がんの専門医等の医師や教職員、PTA 関係者、行政関係者等で構成された協議会。がんの教育に関する計画や具体的取組について、検討・評価を行う。

IV 時代のニーズに対応した教育の推進

教育情報システム（S E I - N e t）

出欠処理や指導要録等の作成を行う「校務管理」、学習の支援や進捗管理等を行う「学習管理」、及びデジタル教材の登録や配信等を行う「教材管理」の 3 つの機能を統合した佐賀県独自の教育情報システム（呼名：S E I - N e t）。

キャリア教育

児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・能力を育てる教育。若者の社会的・職業的自立に向けて必要な能力や態度の育成を通じて、勤労観・職業観等の価値観の形成・確立を図る。社会人講師による講話や職場見学、インターンシップなどの取組を行う。

佐賀県 I C T 利活用教育推進協議会

佐賀県教育委員会と佐賀県内市町教育委員会とが相互に連携・協力し、全県規模で I C T の利活用による教育の情報化を推進する目的で設置し、I C T 利活用による教育の情報化の推進のための情報交換と施策連携に関する事業等を行う。委員は、佐賀県教育委員会教育長、全市町教育委員会教育長他で構成し、平成 23 年 7 月に設置。

I C T 利活用教育の推進に関する事業改善検討委員会

I C T 利活用教育推進事業について、これまでの取組を振り返るとともに、今後の在り方について総合的な立場から取組の改善・充実を行うことにより、佐賀県ならではの教育の特色を活かした、より効果的な I C T 利活用教育の実施につなげることを目的としている。委員は、有識者、学校代表、保護者代表他で構成し、平成 27 年 5 月に設置。

教育フェスタ

県民や全国の教育関係者等への情報発信として、佐賀県が全県規模で取り組んでいる教育の情報化の状況や今後の展望等について発表報告を行うことを目的として開催している大会。学校現場での I C T 利活用教育状況の公開や、最新の I C T 機器やデジタル教科書等の展示も行っている。

スーパーグローバルハイスクール（S G H）

文部科学省の事業であり、高等学校等におけるグローバルリーダー育成に資する教育を通して、生徒の社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、もって、将来、国際的に活躍できるグローバルリーダーの育成を図るもの。

グローバル社会で生きぬく S A G A 人材づくり

県教育委員会の事業であり、国際的な視野を持ち、外国語によるコミュニケーション能力を備えた人材育成を図るため、海外留学等への支援や体験的英語活動を推進するとともに、教員の海外研修や国際化に対応した教育方法の調査・研究を行うもの。

新たな生徒減少期に対応した佐賀県立高等学校再編整備実施計画（新実施計画）

平成 30 年度から平成 33 年度までの生徒減少期や、社会経済情勢の変化に対応し、引き続き高等学校教育の質的充実を図っていくための、長期的・全県的な視点に立った県立高等学校の再編整備を推進する計画。新実施計画は第 1 次と第 2 次を区分して策定。

新実施計画（第 1 次）

平成 26 年 12 月策定。早期に方針を決定し、準備に着手する必要がある県立高等学校の再編整備等。

新実施計画（第2次）

平成28年度12月策定。更に調査や検証、協議等が必要な県立高等学校の再編整備等。

佐賀県特別支援教育第三次推進プラン

本県の特別支援教育の基本方針及び施策の方向性を定め、障害のある幼児児童生徒の教育を総合的に推進するために策定しているもので、第二次プランに基づく取組が平成26年度末で終了し、今後も特別支援教育のより一層の充実を図る必要があることから、平成27年10月に策定し（平成29年3月に一部改訂）、プランの期間は平成27年度から平成30年度までとなっている。

スクールバスの在り方等検討のための関係者会議

佐賀県立特別支援学校におけるスクールバスの在り方等に係る基本的な方針を決定するに当たって、有識者や保護者等の学校関係者から直接、意見を聴取し、今後の施策の参考とするために平成28年2月に設置された会議。

（特別支援学校担当の）就労支援コーディネーター

特別支援学校やハローワーク等の関係機関と連携しながら企業等を訪問し、企業ニーズの把握、求職情報の提供などについて働きかけを行うとともに、特別支援学校生徒の障害の特性や能力の把握、企業情報の提供や求職登録指導などを一体的に行い、特別支援学校の生徒の就労支援を担う。

児童心理治療施設

軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

（特別支援学校の）センター的機能

特別支援学校がその専門性を生かし、地域の特別支援教育のセンター的な役割を発揮して、小・中学校等を支援することであり、具体的な機能としては、「小・中学校等の教員への支援」「特別支援教育等に関する相談・情報提供」「障害のある幼児児童生徒への指導・支援」などがある。

個別的教育支援計画

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下に、福祉、医療、労働等の連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために作成した支援計画のこと。

個別の指導計画

学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の「個別的教育支援計画」等を踏まえて、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画のこと。

特別支援教育コーディネーター

障害のある児童・生徒を支援するため、各学校における保護者の相談窓口や、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整などの役割を担うため校長が指名するもので、平成19年4月の文部科学省通知により、各学校で校務分掌に位置付けることが求められている。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。

障害者差別解消法

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会の実現につなげることを目的とし、障害を理由とする差別解消の推進に関する基本的事項や、障害を理由とする差別解消のための措置等について定めた法律で、正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

インターンシップ

生徒が実際の企業などで就業体験をすることであり、職場体験ともいう。生徒が職業そのものや自己の適性を知ること、仕事や働くことについて考えることの契機になっている。

さがものづくり産学官連携推進会議

知事部局等と連携し、産業人材を育成するための「若年技能者人材育成支援等事業」に取り組んでおり、推進会議において事業の実施計画や推進計画を策定し、若年技能者の育成支援や技能を尊重する気運の醸成等を図っている。

佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議

産学官の関係機関が一体となり、県内企業の人材確保を支援する「佐賀県産業人材確保プロジェクト」に取り組んでおり、推進会議において事業の実施計画及び推進計画の策定を行う。高校生や大学生等の県内就職や県外への就職・進学者のUターン就職を促進するために取り組んでいる。

佐賀県高校生産業教育フェア

広く県民に対し、専門高校生等の学習成果を展示や実演等で紹介して、産業教育への興味関心を高めることにより、産業人材の育成を図るとともに、生徒の主体的な活動や学校・学科間を越えた交流により、産業教育の活性化と充実を図ることを目的とした展示会。

V 教育活動を支える環境の整備

非構造部材の耐震化

柱、梁（はり）、床などの建物の構造体ではなく、天井材や外装材、照明など、構造体と区分された部材（非構造部材）の、耐震対策を図ること。学校施設については、災害時に避難所として利用される屋内運動場の吊り天井や照明器具等の対策等が求められている。

育英資金

経済的理由で高校等への修学を断念することがないよう、佐賀県育英資金貸与条例に基づき、高等学校又は高等学校と同程度の学校に在学する者で一定の要件を満たす者に育英資金を貸与する制度。

教員育成協議会

校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うため、教育委員会と教員を養成する大学等とで構成する協議会。

教員育成指標

平成 28 年 11 月に公布された教育公務員特例法の一部を改正する法律において、公立学校の任命権者に策定が義務付けられた、教員のキャリアステージに応じた学びや成長を支えていくため、養成・研修の基軸となる指針。文部科学大臣が定める「教員育成指標の策定に関する指針」を参酌し、任命権者と教員研修に協力する大学等をもって構成する教員育成協議会の中で協議等を行い、地域の実情に応じて策定する。任命権者は、この教員育成指標を基に、教員研修計画を策定する。

教員研修計画

教員育成指標を踏まえた校長及び教員の研修を毎年度体系的かつ効果的に実施するための計画。

（新たな）教職員人事評価制度

平成 26 年 5 月に地方公務員法等の一部を改正する法律が公布され、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることとなった。人事評価制度は「業績評価」及び「能力評価」の 2 つの観点で教職員自身による自己評価を行った上で評価者による評価を行い、教職員の業績や能力、意欲を的確に把握し、教職員個人の能力開発や組織としての成果に結び付け、教職員の業務遂行能力の向上や学校運営の活性化を図ることを目的としている。

教員の応募指名制度（F A 制度）

人事異動を通して、特色ある学校づくり、学校運営の活性化及び学校の抱える課題解決を推進するための「人事配置を希望する学校の校長」と「転任を希望する教員」との合意により成立する人事異動の制度。平成 17 年 4 月の人事異動から導入している。この制度により教員の配置を希望する学校及び転任を希望する教員は、県教育委員会の指定を受ける必要がある。転任希望教員として指定を申請するのに必要な資格は、採用後 6 年以上かつ 2 校以上の勤務経験を有し、年度末現在で現任校に 3 年以上勤務している教諭及び養護教諭。

スーパーティーチャー

教員としての高い専門性に裏付けられた実践的指導力を有し、児童生徒のために優れた教育活動を行っている教員を「スーパーティーチャー」として公に認証するとともに、その専門的な力量を所属校のみならず広く県内において活用することにより、佐賀県教員の指導力の向上を図ることを目的としている。平成 20 年度（初年度）に 5 人を認証し、平成 29 年度は 26 人を認証している。

専修免許状

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に定める教員の普通免許状の一種。教員の普通免許状には、短大卒業程度の二種免許状、大学学部卒業程度の一種免許状と、大学院修士課程修了程度の専修免許状がある。

多忙化対策検討会

効率的な学校運営や業務改善、教職員の在校時間の縮減をはじめとした総労働時間の短縮に向けた方策を検討する会議。平成 27 年度までは各教育事務所が主体となって開催していたが、平成 28 年度からは県内の全市町教育委員会で検討会を設置し、業務改善等の検討がなされている。検討会は、多くの市町では、市町教育委員会職員、校長等管理職、教職員代表者などで構成される。

衛生委員会

労働安全衛生法第 18 条の規定に基づき、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場（各学校もそれぞれ一つの事業場となる。）ごとに設置し、労働者の健康障害の防止の基本対策等を調査・審議する委員会。毎月 1 回以上開催するようしなければならない。委員会は、衛生管理者のうちから事業者が指名した者、産業医のうちから事業者が指名した者などから構成される。

ストレスチェック

平成 27 年 12 月から施行された改正労働安全衛生法により、常時使用する労働者に対して、事業者が義務付けられた医師、保健師等による心理的負担の程度を把握するための検査。目的は、「労働者自身によるストレスへのセルフケアと、事業者によるストレス要因そのものの低減」にある。労働安全衛生法では、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場に実施義務があるが、佐賀県の県立学校においては、全校で実施している。

佐賀県県有施設長寿命化指針

平成 27 年 10 月に策定した「佐賀県ファシリティマネジメント基本方針」で推進するために掲げる項目の一つである「計画的保全（施設の長寿命化）」について具体的な取組を示したもので平成 29 年 3 月に佐賀県総務部資産活用課が策定。

長寿命化計画策定に係る解説書

全国の地方公共団体の学校施設の長寿命化計画策定の促進を図るため、専門的知識のない地方公共団体職員が、学校施設の長寿命化計画を策定する際に生じる課題を解決するための具体的な留意点等を解説書として平成 29 年 3 月に文部科学省がとりまとめたもの。

ユニバーサルデザイン化整備

年齢、性別、障害の有無、国籍等にかかわらず、はじめからすべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、計画、設計のうえ整備すること。県立学校施設については、1 階部分の段差解消、多機能トイレ整備のほか、障害のある生徒の入学等に合わせてエレベーターの整備等を行うこととしている。

長期保全計画

佐賀県が所有する公共施設等の管理の基本的な方針である「佐賀県ファシリティマネジメント基本方針」を踏まえ、県立学校施設について、施設の機能の維持向上や長期使用の実現、計画的な予防保全の実施による財政負担の軽減・平準化等を図るため策定する学校施設の特性に応じた個別施設計画。

教育現場における安全管理の手引き

学校を中心とした教育現場における危機管理の基本的な指針として県教育委員会が作成するもの。危機管理の基本的な考え方（目的、体制づくり、危機発生時の対応等）、学校安全に関する点検項目のほか、学校で想定される具体的な危機事象ごとの対応事例を掲載している。

危機管理マニュアル

各学校において、「学校現場における安全管理の手引き」及び学校や地域の実情を踏まえ、子供の安全・安心を最優先に通常の安全対策、緊急時の対応を確実に行うための具体的な方策や手順を明記したマニュアル。

公立高等学校就学支援金

佐賀県立高等学校における授業料（全日制：月額 9,900 円、定時制：1 単位につき 1,560 円、通信制：1 単位につき 100 円）の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、佐賀県立高等学校に在学する生徒に対し支援金を支給する制度。

奨学のための給付金

公立高等学校等における授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、修学旅行費など）に支援するために、高校生等がいる非課税世帯の保護者等に対し給付金（32,300 円～129,700 円）を支給する制度。

VI 文化財の保護

文化財（種類・区分）

文化財保護法による保護の対象となる文化財として

- 1 建造物、絵画などの有形文化財
- 2 演劇、工芸技術などの無形文化財
- 3 民俗文化財（有形と無形がある）
- 4 史跡や名勝、動植物、地質鉱物などの記念物
- 5 地域における生活や生業、風土により形成された文化的景観
- 6 伝統的建造物群

があり、これらとは別に埋蔵文化財がある。

